

議事日程(第5号)

平成30年9月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第56号 高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について
- 日程第3 議案第57号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第55号 平成29年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第7 認定第2号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第3号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第4号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第5号 平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第6号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第7号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第8号 平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第9号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第10号 平成29年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第16 議案第60号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第61号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第62号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第63号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第64号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第65号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第22 議案第66号 平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負契約について
- 日程第23 議案第67号 平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事2工区請負契約について
- 日程第24 発議第4号 高鍋町議会基本条例の一部改正について
- 日程第25 発議第5号 高鍋町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第26 発議第6号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第27 発議第7号 後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書
- 日程第28 議会活性化等調査特別委員会報告
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第31 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第32 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第56号 高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について
- 日程第3 議案第57号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第55号 平成29年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第7 認定第2号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第3号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第4号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第5号 平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第6号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第7号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第8号 平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について

- 日程第14 認定第9号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第10号 平成29年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第16 議案第60号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第61号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第62号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第63号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第64号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第65号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第66号 平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負契約について
- 日程第23 議案第67号 平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事2工区請負契約について
- 日程第24 発議第4号 高鍋町議会基本条例の一部改正について
- 日程第25 発議第5号 高鍋町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第26 発議第6号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第27 発議第7号 後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書
- 日程第28 議会活性化等調査特別委員会報告
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第31 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第32 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員(16名)

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 青木 善明君	18番 永友 良和君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	……………				横山 英二君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長		鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 12番、中村末子。おはようございます。

平成30年第3回定例議会が9月6日より開始され、今議会に提案された案件は、法により定められた財政健全化判断比率、公営企業資金不足比率に関すること、教育に関する事務管理など報告3件、教育委員の任期満了に伴う任命同意案件1件、工業用地給水施設工事及び道路関係工事請負契約の案件2件については、当日、質疑・討論・採決が行われ、平成29年度水道事業において未処分利益剰余金に伴う処分案件1件、平成29年度一般会計及び特別会計の決算認定が10件、高鍋町家庭奉仕員派遣手数料条例廃止及び税条例等の一部改正などが3件、平成30年度高鍋町一般会計補正予算、特別会計補正予算など、補正予算関係が7件の合計21件が審査を終了し、委員長報告を待つのみです。

なお、契約2件、議員発議2件、意見書2件の計6件が追加されたことに伴い、本日9時より第3会議室において、委員全員出席のもと議会運営委員会を開きましたので、御報告をいたします。

執行部より、契約についての説明があり、委員より、定例会に間に合わなかった理由はその間に、定例会開始直前の入札であり、間に合わなかったとの説明がありました。

次に、日程追加について事務局より説明があり、本日の日程に追加することで委員全員意見の一致を見ましたので、御報告をいたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、6件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 議案第56号

日程第3. 議案第57号

日程第4. 議案第58号

日程第5. 議案第59号

○議長（永友 良和） 日程第1、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから日程第5、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）まで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） 7番。おはようございます。

平成30年第3回定例会において、総務環境常任委員会に付託された議案について審査した経過と結果について、その要点を報告いたします。

日時は、9月18日から21日までの4日間です。第1委員会室において、総務環境常任委員全員出席、要点筆記の事務局長、関係課職員の出席のもと審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分、議案第57号高鍋町税条例等の一部改正について、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分についてです。

初めに、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分を審査しました。

初めに、会計課関係です。

事業の概要として、町民の財産であり、公金を出納管理する組織として、法令と例規に基づく適正で効率的な事務の執行に努めた。

主な特徴として、現金の出納保管に関して各会計間の繰替運用のみ行い、金融機関からの一時借入を行わなかったこと、基金については町内金融機関への定期預金による運用のみ実施、各課が作成する調書については厳格に審査を行うとともに、理解のため職員への指導を随時行ったなどの説明がありました。

歳入については、県収入証紙売りさばき手数料が対前年比33.6%の増と町預金利子も8.2%の増、歳出は福岡市で行われた資金運用入門研修の旅費や消耗品費、役務費として指定金融機関取扱手数料、口座振替手数料、窓口納付手数料などの説明がありました。

質疑に入り、県証紙の売り上げが伸びている理由についての質疑には、県証紙は県立高校の入試に使われるため、3月、4月に購入されるが、ことしは4月の購入が多かったためとの答弁。

委員より、定期預金利息について、最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないとある。金利は金融機関で異なる。より適切な運用を図ってほしいとの要望がありました。

次に、委員より、口座振替が減って窓口納付やコンビニ収納がふえている。手数料が異なる。啓発は行っているのかとの質疑に、特段、行っていないとの答弁。これについて委員より、納付していただくのが前提であるが、手数料が安い口座振替の啓発を求める要望がありました。

次に、上下水道課です。

合併処理浄化槽設置事業として工事費の一部を補助し、水質環境の改善を図ったとの説明。歳入は国庫補助金としての合併処理浄化槽、設置整備補助金、歳出は合併浄化槽の設置に対する補助で、5人槽33基、6、7人槽6基、8人から10人槽1基に行ったとの説明がありました。また、国庫補助金の合併処理浄化槽設置整備補助金については5年間で調整するもので、ことしは多めの金額になっているとの説明でした。

質疑に入り、委員より、この合併浄化槽設置整備費補助金についての質疑に、ことしは20基分多くの予算で確定している、来年は減るだろうとの答弁でした。また、委員より、国、県の補助が新築に対応できないことに対する質疑に、町が一律10万円の補助をしているとの答弁でした。

次は、町民生活課です。

戸籍住民年金等と環境保全に関する業務について、初めに、成果報告書による説明がありました。一般廃棄物、し尿処理事業は、民間に委託することで効率化を図った。また、一般廃棄物は、一部事務組合で処理することで循環型社会の形成を効率よく推進したとの説明。

歳入について、使用料は、衛生使用料として唐木戸霊園4区画分、総務手数料は戸籍、証明等の手数料、衛生手数料はし尿くみ取り、ごみ処理、狂犬病予防業務などの手数料、また総務費国庫補助金として個人番号カード交付事業費補助金、総務費委託金は中長期在留者住居地届出等事務委託金など、また宮崎県環境整備公社運営資金貸付金元金収入、雑入として粗大金属取引料、西都児湯クリーンセンターと西都児湯斎場の過年度負担金・精算金などの説明がありました。

歳出は、戸籍住民基本台帳費のうち、需要費は印刷製本費、委託料は戸籍システム保守料、住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料、使用料及び賃借料は、それぞれのシステムの使用料、負担金はマイナンバーカード関連委託、環境衛生費の報酬、需要費は不快害虫の駆除に関する非常勤職員報酬と駆除剤、また修繕料は唐木戸霊園の階段手すり設置、負担金補助及び交付金は西都児湯環境整備事務組合負担金のうちの火葬場分、じんかい処理費は委託料として家庭系一般廃棄物収集運搬委託、最終処分場費として染ヶ岡最終

処分場などの費用、し尿処理費は高鍋・木城衛生組合負担金などの説明がありました。

質疑に入り、委員より、マイナンバーカードの申請方法はとの問いに、役場の窓口で国から貸し出されたタブレットを使って写真を撮影し、申請者の情報、顔写真をJ-LISにデータを送っているとの答弁。

中長期在留外国人の実態についての質疑には、中国やベトナムの人が多く、52人であるとの答弁でした。

不快害虫の薬剤購入の地区についてはの質疑に、2地区である。雇用している2人の業務についての質疑に、不快害虫の駆除に関する業務で、看板設置や草刈りなども含まれる。

また、中尾処分場の水質検査についての質疑には、毎月3カ所、湧き水や井戸水の検査を行い、年1回、ダイオキシンの検査も行っている。

染ヶ岡最終処分場の問題はないのかとの質疑に、問題はないとの答弁。

中川原運動広場の委託先と委託料についての質疑には、中川原運動広場と緑地広場は、合わせて小丸出口公民館に草刈りや利用者の調整を委託しているとの答弁でした。

次に、議会事務局です。

共済費は地方議会年金制度に係る議員共済など、旅費は議員の派遣、行政調査、米沢市との姉妹都市交流や九州防衛局、九州地方整備局への要望活動、本省及び国会議員への表敬訪問、6基地関係及び要望活動と旅費、需要費は議会だよりの印刷製本費、委託料は会議録編集業務委託、負担金補助、監査委員費などの説明がありました。

質疑に入り、委員より、不用額が多いのではないかと質疑に、委託料は臨時会が少なかったため、また旅費については議会運営委員会、広報委員会の研修費が計上してあったためなどとの答弁でした。

また、議員共済について、変わってきているのかとの質疑に、平成23年6月に議員年金制度が廃止され、給付に係る費用を負担するもので、以前に比べて下がってきているとの答弁でした。

次に、税務課です。

平成29年度の町税の全体の歳入は、調定額22億446万1,029円で前年度に比較して2,157万1,153円の増であり、収入済額は町税合計で21億2,654万6,040円であり、前年度と比較して2,224万5,005円の増で1.1%の増収となった。

主な原因は、個人町民税、固定資産税、軽自動車税が前年と比較して増収になったため。収納率については滞納繰越額を含めた町税全体で96.47%となり、過去最高でした。また、滞納処分については滞納整理システムを利用し、適切な対応をしてきたとの答弁。

歳出については、税務総務費の旅費は職員の研修費、需要費は事務用品費等の消耗品費、公用車の燃料費など。負担金補助及び交付金は宮崎県租税教育推進協議会、児湯郡東部たばこ税対策協議会負担金など、賦課金徴収費の役務費はコンビニ収納手数料など、委託料は固定資産管理システムの更新、備品購入費はメールシーラー購入費などとの説明があり

ました。

質疑に入り、航空写真デジタルオルソデータの取り込みについての質疑には、独自に撮影するととても高いので、県から航空写真のデータをいただき、GISに取り込んだもの。土砂災害警戒区域補正意見書については、県が指定しているレッドゾーンについて補正率を設定するものとの説明でした。

次に、総務課です。

歳出総額は、9億7,981万1,704円で1億2,547万9,267円の増である。

主な要因は、機構改革があった関係で、電算化推進費及び情報管理費が総務課の所管になったことと蚊口西の二地区津波避難タワーの整備によるもの。

諸費としては行政事務連絡員、西都児湯消費生活相談センター経費と姉妹都市朝倉市の災害見舞金、選挙啓発費は、わけもんの主張などの経費、選挙費は衆議院議員選挙、消防費は非常備消防費として消防団事業に関する経費、消防施設費としては東児湯消防組合負担金、災害対策費としてハザードマップの増刷や蚊口西の二地区津波避難タワー建設に関するもの。

蚊口の避難タワーの概要については、2階部分は地上から6メートル、屋上が9メートルで415人に対応できるもので、国が7,031万円、県から308万円の補助がある。

職員研修事業は新たに医療政策短期特別講習、中小企業大学校などに派遣。

また、新たにデータの管理をプライベートクラウド環境事業として、町単独で管理し、被災に備えるもの。

また、男女共同参画推進事業などについての説明がありました。

質疑に入り、委員より、消費者行政推進事業についての弁護士による無料相談とあるがとの質疑には、今までは高鍋町在住者を対象としていたものを広域にするもの、年3回は変わらないとの答弁。さらに、弁護士は1人かとの質疑には、1人であるとの答弁。さらに、すぐ解決するののかとの質疑には、多重債務等の相談が多く、時間を要することが多いとの答弁でした。

また、区画線の整備についての質疑には、年一、二回実施しているとの答弁でした。

また、防犯灯の新設についての質疑には、再編交付金を活用しているので、まずは通学路から行っているとの答弁。

交通指導員の人数については、12人の定員に対して充足しているとの答弁でした。

次に、地域政策課です。

初めに、たかなべ未来づくり事業について説明がありました。本年は3件に補助、いずれもNPO法人の野の花館、海外交流協会、児湯・高鍋ライフセービングスポーツクラブに交付している。いずれの活動も、対外的にも評価されている。

次に、高鍋城灯籠まつりについて、2日間で5万人の来場者がある。運営は、実行委員会が行っている。

また、島田圃場跡地整備事業の目標は、公園・緑地の整備などが目標で、舗装工事、排

水工事、草刈り作業を行っている。

移住定住促進事業は、県の補助金を活用して移住相談会や、お試し滞在を行っている。成果として、2世帯5人が移住された。

企業誘致推進事業はサンプラス株式会社に奨励金を交付、総合計画策定事業で特徴的なワークショップなどを開催し、本町の将来像について調査したとの説明でした。

質疑に入り、まんぷくTAKANABEの成果については商品開発をし、また販路も拡大してマンマルシェ、高鍋温泉、宮崎空港に商品を置くようになった。新たな販路として、セラトン地階、山形屋、宮崎観光ホテルとも協議しているとの答弁でした。

また、定住された方について、お試し滞在の効果かとの質疑には、相談会の効果もあるとの答弁でした。また、空き家がふえているので、それらを活用する提言もありました。

また、検討委員会などの役員の任期についての発言もありました。

さらに、高鍋城灯籠まつりについて、そのあり方や意義についての発言がありました。ことしのまつりには、町外から電車で来て歩いて会場まで行く高鍋城灯籠まつりナイトウォーキングを企画中との情報がある。これらの方を歓迎することの検討も必要だとの提言がありました。

次に、財政経営課です。

財産と財政を預かる課で平成30年度に新たにできました。

概要として、歳入は前年比32.5%増の117億9,100万円で、歳出は111億4,675万9,000円となり、前年度比30.2%の増でありました。これは、ふるさと納税寄附金の伸びや、工業用地造成事業特別会計の財源として財政調整基金繰入金の伸びなどによるものであり、自主財源はふるさと納税の影響により54.4%となり、前年度より11.9%の伸びである。

地方交付税は自治体間の財政格差を補うために交付されるもので、6,448万7,000円の減になりました。

防衛施設周辺対策事業国庫補助金は3,641万2,000円で、交通安全施設設置工事、子ども医療費助成、町単独道路改良、西小、東中の附属施設工事に充当されるもの。

総務寄附金は職員からの施設協力金、ふるさとづくり基金繰入金は子どもの医療費や、ヤンバルトサカヤスデの駆除などに充当し、雑入の宮崎県市町村振興協会市町村交付金は宝くじの売り上げに対するもの。

町債は、庁舎非常用発電施設整備事業債、津波避難タワー整備事業債など。

歳出の主なものとして、地方公会計システム導入委託料、基金管理費の積立金は、ふるさとづくり基金ふるさと納税から経費を引いた残りの積み立て。庁舎非常用発電設備整備事業で施設協力金事業費は、職員駐車場の舗装工事などの説明がありました。

質疑に入り、委員より、子ども医療費助成の財源についての質疑には、ふるさとづくりの基金から2,000万円、再編交付金から800万円との説明でした。

広告収入のネーミングライツの契約が3年間と決めた理由はとの質疑に、指定管理が

3年なので、それに合わせたもの。契約が切れる前に継続を検討していただくよう、対応するとの答弁でした。

また、施設協力金についての協議もありました。

次に、議案第57号高鍋町税条例等の一部改正について。

改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたため、関連する高鍋町税条例等の一部を改正するもので、主な改正は、個人町民税の控除額の見直しを行うもの。

一つとして、障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円とするもの。

2つ目に、均等割を課さない者の合計所得金額の限度額に係る基準について、限度額に10万円を加算するもの。

3つ目に、基礎控除を10万円増額するとともに、所得要件を設け、合計所得金額が2,400万円を超える者について控除額が軽減、2,500万円を超える者については控除額が消失する仕組みを設けるもの。また、資本金が1億円を超える法人については、法人町民税の電子申告を義務化するもの。

さらに、たばこ税について、加熱式たばこの税率の変更、また地方のたばこ税を10月1日から段階的に引き上げるものなどの説明がありました。

質疑に入り、所得2,500万円の対象者がいるのかとの質疑には、十数名とのこと。また、公的年金に関する控除についての質疑もありました。

また、委員より、たばこ税について、どれくらいになるのかとの質疑には、本数が減らなければ1,300万円ぐらいの増になるとの答弁でした。

次に、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてです。

初めに、町民生活課関係です。

歳出のみです。戸籍住民基本台帳費に関してで、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカードの充実等のため、裏書きのためのプリンターのシステム改修委託の費用、希望者のみの対応であるが、カード利用について多様な意見がありました。

議会事務局関係です。

需要費として、五ヶ瀬町での議員研修のためのマイクロバスの使用料、また町議選挙後の名札書きかえの費用との説明でした。

総務課関係です。

総務費の一般管理費は4月1日の人事異動に伴う人件費の調整、旅費は町長や職員の研修費など、消防費はライフジャケットなどの需要費、ホースや救急用ボートの備品購入費との説明。

質疑に入り、予備費についてはとの質疑に、東小の洗米機購入であるとの答弁でした。

次に、地域政策課関係です。

企画費として、百済王族伝説等活用市町村連携推進協議会の負担金で、百済王伝説を活

用して日向市を中心に木城町、美里町の4市町と連携し、韓国の方など観光客の誘致や国際交流によるまちおこし事業です。

質疑は特になく、委員より、茂広毛神社や大年神社の整備についての意見がありました。次に、財政経営課です。

地方交付税の補正、財政調整基金繰り入れの減額補正です。

歳入の町債は、染ヶ岡・鬼ヶ久保地区の県営農地整備事業債、茂広毛などの町単独道路改良事業債、脇地区の急傾斜地崩壊対策事業債のほか臨時財政対策債。

歳出は、財産管理のふるさとづくり基金積立金の減額との説明でした。

質疑に入り、染ヶ岡・鬼ヶ久保地区県営農地整備事業の期間については、32年度までの答弁、また地方消費税交付金の算定についてはどの質疑がありましたが、今年度交付金は、まだ確定していないとの答弁でした。

全ての審査が終わり、現地調査として委員の2人が町民生活課でマイナンバーカードの申請手続きを行い、その様子を見学し、その後、採決を行いました。

認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中、関係部分について、反対討論があり、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第57号高鍋町税条例等の一部改正について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号高鍋町税条例等の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 11番。おはようございます。

平成30年第3回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分について、議案第58号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分についての3件であります。

その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は9月18日、19日、20日、21日の4日間、第3委員会室にて産業建設常任委員全員で出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行います。

また、全ての審査の部分の報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

初めに、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分についてです。

上下水道課です。

都市下水しゅんせつ工事、草刈りなどについての説明があり、平成29年度は上江1号下水路、下火月2号・3号下水路のしゅんせつ工事を行ったとの説明があり、質疑に入り、委員より、しゅんせつ工事を施工する際、特に問題はなかったのかの問いに、下火月2号下水路においてブロックの破損が見られたので、今後修繕の必要があるとの答弁でした。

次に、農業委員会です。

平成29年7月、農業委員の任期満了に伴い、新制度へ移行し、農業委員7名、農地利用最適化推進委員7名の14名体制となり、担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進事務を行った。

歳入における特徴として、平成29年度から農地利用最適化交付金が新たに交付されるようになり、農業委員会交付金、農業者年金業務委託金、特例事業事務委託金については、大きな変更はなかった。

また、歳出における特徴として、前年度決算より165万1,598円の増で、主な要因は報酬の増であり、これは最適化交付金によるものであるとの説明を受け、質疑に入り、委員より、機構集積支援事業費について説明を求めると、農地法に基づく事務の特性、実施並びに農地中間管理機構への農地貸付の促進などを目的として、農地台帳システムのデータ更新、農地利用状況調査、農地利用意向調査を実施するための経費であるとの答弁でした。

委員より、非農地解消は進んでいるのかの問いに、年1回行っている。農地利用状況調査結果をもとにA分類、B分類、非農地と判断している。平成29年度は9.8ヘクタールが解消したとの答弁でした。また、委員より、非農地判断を速やかに行い、税務課と連

携し、課税をしていくことで非農地解消につながるのではとの問いに、今後検討していくとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

農業政策課関係の歳入の大半は県補助金が占めており、前年度より8,154万5,555円の増で、その要因としては、畜産競争力強化整備事業に対する県補助金、産地パワーアップ事業に対する県補助金、合板・製材生産性強化整備事業に対する県補助金が主たる要因であり、いずれもTPP対策を念頭に置いた生産基盤強化及び国際競争力強化に関するもので、歳出については、農林水産業費の農業振興費における事業として、主に農業生産基盤の維持・拡大、競争力強化に関する事業、高鍋町・新富町・木城町の農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会が実施する廃プラ回収事業で、廃プラ回収では、農業用廃プラの不法投棄や焼却防止など適正処理が図られたとのことでした。

また、有機材料を使用した生分解性マルチの導入農家に対し、資材代補助を行うことで環境保全に適した農業を推進したとの説明でした。

高鍋町生産調整推進事業費では補助を活用し、国の水田農業活性化対策事業として行うことで、本町の水田農業の活性化を図り、転作推進助成、重点作物助成、加工米補填、新作物助成を行った。

畜産業費では、第11回全国和牛能力共進会において、高鍋農業高校が優秀賞の全国2位を獲得したことによる出場奨励金贈呈、生産基盤強化として、肥育素牛導入緊急対策補助金、優良雌牛導入事業補助金、大家畜導入資金貸付などを行った。

農地費では、老瀬地区圃場整備の推進のため、多目的機能支払交付金を活用した農業・農村の有する多目的機能の維持、各種農業基盤整備事業の推進、一ツ瀬川土地改良事業の県営農村基盤総合整備パイロット事業に係る市町村の負担金の償還、尾鈴土地改良区の県営土地改良事業負担金などがあり、尾鈴土地改良区については、染ヶ岡・鬼ヶ久保の1期地区の給水栓率が66.9%、2期地区の給水栓設置率が69.5%、3期地区の給水栓設置率が69.9%であるとの説明でした。

地域振興費では、高鍋町認定農業者協議会の運営費の補助や、認定農業者の資質向上を図ったとの説明でした。

次に、交流施設費については、農産加工施設、総合ターミナル施設の維持管理費で、男女脱衣所床全面張り替えや老朽化による修繕工事を行ったとの説明でした。

農政企画では、農業支援に関する経費や農村振興イベント経費などに支出、青年就農給付金事業費では、次世代を担う農業の支援として、就農直後の経営確立を支援する資金を5年間給付することにより、農業に専念できる環境づくりに努めているとの説明でした。

林業振興費では、合板・製材生産性強化対策事業による補助事業により、素材生産増加及び市場ニーズへ対応するために新たに機械設備を導入し、生産強化を図ることができたとの説明があり、質疑に入り、委員より、総合交流ターミナル施設の維持管理費は今後もふえるのかの問いに、ふえてくるとの答弁でした。

委員より、合板・製材生産性強化対策事業の補助については、町は補助していないのかとの問いに、県補助であり、町を経由し補助を行っているとの答弁でした。

委員より、稚貝放流に関し、カキの収穫量が減っているとの問いに、要因特定のため、宮崎大学へ環境水質評価研究を依頼したところ、プランクトンの密度の低下、増殖に必要な鉄分が少ないのがその原因ではないか、と意見を受けているとの答弁でした。

委員より、これから先もGAP認証作物はふえてくるのかの問いに、キャベツ、ニラ、お茶が、ひなたGAPに認証されて、これからは販路を拡大するためにもふえてくる。

また、本町の農畜産物の付加価値向上を目指して、有機農業の研修に職員1名を派遣、ほか職員2名をGAP認証の普及に向け、基礎研修を受けさせたとの答弁でした。

次に、地域政策課です。

歳入で主なものは、寄附金ふるさと納税で、テーマ別に6つの事業に21万302件の御寄附をいただいた。

歳出では、企画費では、スポーツキャンプ誘致事業を実施しており、内容としては5チーム234名のキャンプを誘致できた。

商工費の商工業振興費では、まいづるカード会による子育て応援とくとく商品券の発行事業を行い、加盟店を中心とした商品の活性化が図られるとともに、子育て世代における経済的支援を行うことができた。

商工業振興対策事業では、高鍋商工会議所が行った経営改善普及指導、活性化対策事業、地場産業振興対策事業、観光事業等に要する経費に対する補助を行い、また商店街連合会、商工会議所青年部、高鍋SSグループなどの支援を行い、地元事業者等の経営の安定化及び地域商工業全般の活性化を図ることができた。

中小企業対策補助金では、商工会議所が行った小規模事業者の経営改善、商工業の振興のための事業に要する経費に対する補助を行い、中小企業の経営改善とともに、本町の商工業の振興につながったとの説明でした。

観光費では、認定NPO法人高鍋観光協会が行う観光事業の実施に要する経費の一部を補助し、本町の観光の振興及び地域の活性化を図ることができたとの説明があり、質疑に入り、委員より、ふるさと納税推進事業歳出合計が約17億円になっているが、25億円からすると何%になっているのかの問いに、約68%との答弁でした。

委員より、このうち返礼品は何%かの問いに、返礼品は47%との答弁でした。

委員より、68%から47%を差し引くと21%が経費だが、総務省通達で、これから成る3割返礼品の中にはこの21%は含まないのかの問いに、3割返礼品の中には高鍋町としては一切含まないとの答弁でした。

委員より、返礼品を納める業者は何業者いるのかの問いに、約60者との答弁でした。

委員より、商品件数はとの問いに、400種類との答弁でした。

委員より、地場産品でないものをふるさと納税の返礼品に出しているをよく聞くとの問いに、今、地場産品でない商品の見直しをしているところで、県と対応を行っているとの

回答でした。

委員より、外国産牛肉を加工することにより地場産品として出すのはよいのかの問いに、総務省に確認したところ、外国産は加工しても商品としては知名度等がないため、出品してはいけないと通達が来ているとの答弁でした。

委員より、ふるさと納税の事業者は高鍋町の事業者でなければならないのかの問いに、総務省の見解では、事業者は高鍋町でなくてもよいとあるが、本町の考えは高鍋町在住の業者に限るとの答弁でした。

委員より、発送委託料はどのように契約しているのかの問いに、随意契約で行っており、その理由としては、ページの管理、商品の発送管理、寄附者からの問い合わせなど総合的に受けていただいているので、他者ではできないとの答弁でした。

委員より、ふるさと納税の6つのテーマが記載され、使い道が明記されているが、そのとおりに使用されているのかの問いに、歳出の充当については財政経営課で6つの事業を振り分けて充当しているとの答弁で、ふるさとづくり基金充当事業一覧を提示していただきました。

委員より、ふるさと納税商品一覧を見て、この取扱業者は町外業者ではないのかの問いに、この業者は販売委託業務を請け、ふるさと納税返礼品のお客様を対応して行っているとの答弁があり、委員より、その店は伝票操作だけで、ふるさと納税の商品を出していたのかの問いに、当時、ふるさと納税品で一番県内でも売っていたため、代理店を探していたところ、その店になったと聞いているとの答弁でした。

委員より、本当に伝票操作のみで、ふるさと納税の返礼品を出してもよいのか、後日、町の考えを伺うとの問いに、町外から仕入れて加工せずにそのまま出品する返礼品については、国の基準でも認めていないので、町としても認めることはできない。これから先は、ふるさと納税返礼品の内容は、町の指導のもと運営をしてもらい、また国の指導をしっかり守り、返礼品を決めて各業者に説明、指導していくとの答弁でした。

委員より、今どのような商品が見直し対象なのかの問いに、肉、米、靴、ランドセルなどが商品見直し対象品であるとの答弁でした。委員より、取扱商品については、肉では精肉店が、酒類については酒屋がというように、はっきりと責任を持った商店が管理したほうがよいとの要望もありました。

委員より、町長の会社の焼酎がふるさと納税商品として出しているが、これは双方代理となるのではないのかの問いに、確認するとの答弁で、弁護士に確認したところ、双方代理には当たらない。理由として、直接取引ではないためとの答弁でした。

次に、建設管理課です。

歳入で主なものは、商工施設使用料の自動車等駐車場使用料、土木使用料では、住宅使用料、道路使用料、公園使用料、土木国庫補助金では、道路橋梁費補助の社会資本整備総合交付金及び都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金で、高鍋総合運動公園整備事業の補助金です。

また、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金で持田団地家賃低廉化事業、石原団地外壁改修等実施設計、木造住宅耐震診断、木造住宅耐震設計、木造住宅耐震改修工事等の補助金。

土木費委託金では、河川費委託金、水門操作委託金で、国土交通省管轄11カ所。土木費県補助金では、河川費補助金の自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業は、松本地区で、河川費委託金の水門操作委託金では、県管轄9カ所、陸閘門操作委託金です。

歳出で主なものは、建築費では、空き家実態基礎調査業務委託、負担金補助及び交付金の補助で、建築物耐震改修補助金、耐震診断が6件、耐震設計2件、耐震改修工事2件、道路維持では、報酬嘱託員2名分、需要費の修繕では、道路側溝等補修費、工事請負費では、町道側溝しゅんせつ工事、堂藪(1)線舗装補修工事、茂広毛平付・上永谷線道路補修工事、下屋敷北・宮田前線道路改修工事、楠木・青木線道路改修工事、染ヶ岡(3)線舗装改修工事、福井牟田・東小並舗装補修工事、馬場原(2)線道路改修工事、町・葦江線外側溝改修工事、宮田前線道路改修工事、街路樹改修工事、萩原線外1線側溝ふた改修工事。

町単独道路改良費では、委託料の宮崎キヤノンアクセス道路設計業務委託取り付け道路検討業務、その1・2・3・4、中川池(2)線測量設計業務委託、南牛牧・太平寺線測量設計業務委託、青木・安蔵線測量設計業務委託、水谷原坂平付・山伏山線測量設計業務委託。

繰越分としては、馬場原・松ヶ鼻線測量設計業務委託、羽根田・北牛牧線補償算定業務委託、坂本・古河線補償算定業務委託。

工事請負費では、宮越下(1)線道路改良工事、宮越地区排水道路整備工事、西小並線道路改良工事、青木・安蔵線道路改修工事、平原・大戸ノ口線道路改修工事、東町(1)線道路改良工事。

社会資本整備総合交付金事業では、委託料として、高鍋町管内橋梁定期点検業務、東光寺・鬼ヶ久保線補償算定業務委託、水除下橋外2橋詳細点検及び補修設計業務委託、二本松橋詳細点検及び補修設計委託、工事請負費の天神鶴・茂広毛平付線工事改良工事とその2、鳴野橋橋梁補修工事、東光寺・鬼ヶ久保線改良工事その3、補償補填及び賠償金。

河川総務費では、自然災害防止事業費の工事請負では、松本地区自然災害防止急傾斜地崩壊対策工事及びその2及び繰越分で、負担金補助及び交付金では、脇地区急傾斜地崩壊対策事業負担金です。

次に、公園管理では、工事請負では舞鶴公園の桜の植えかえなどで、公園施設では、工事請負の高鍋総合運動公園駐車場改修工事、住宅管理費では、舞鶴団地駐車場造成整備測量設計委託、石原団地外壁改修工事設計委託であるとの説明を受け、質疑に入り、委員より、平成29年度はキヤノン進出に伴い、予定した工事に影響はなかったのかの問いに、なかったとの答弁でした。

委員より、鬼ヶ久保・東光寺線の道路については順調に工事が進んでいるのかの問いに、

国の予算配分が少ないため、計画よりおこなわれているとの答弁でした。

委員より、二本松橋の点検委託料で800万円になっているが、普通の橋とどこが違うのかの問いに、橋の大きさと材質が違っているため、点検委託料も大きいとの答弁でした。

委員より、嶋野橋の工事はどのような施工を行ったのかの問いに、経年劣化で橋の下のほうに鉄筋等が見えている箇所があり、その周辺ははつり、鉄筋のさび落としをし、さびどめを行う修復工事及び橋面の舗装道の工事を行ったとの答弁でした。

質疑が終わり、反対討論があり採決に入り、同数のため、委員長裁決により認定すべきものと決しました。

次に、議案第58号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

建設管理課です。

今年度、高鍋町自動車等駐車場の機器改修工事を予定しているもので、改修工事をする際、10日間ほど機器が使用できない。そのため使用される方において10日間の無料を考えているが、現条例では自動車等を一時駐車した者は当該自動車等駐車場から出場される際に使用料を納付しなければならないとなっているため、したがって駐車場を使用した方はお金を払わなければならない。そのため10日間、一時的に駐車場を無料にするため、条例の第7条に「ただし、町長が使用料を徴収することが適当でないとき、これを徴収しない。」ということを追加したいとの説明を受け、質疑に入り、委員より、現状、駐車場には車は何台とめられるのかの問いに、66台とめられる。そのうち、半数が定期駐車場となっているとの回答でした。

質疑に入り、委員より、工事期間中は定期購入されている方の駐車場確保はどうするのかの問いに、定期購入されている方のナンバープレートを掲示するとの回答でした。

委員より、将来、駅の駐車場についての無料化の考えと駐車場機器のリース期間及びリース価格はとの問いに、無料化は現在考えていない。リース期間は、6年間で約2,627万円との回答でした。

委員より、この10日間の駐車場無料化は、定期購入者に対して不利益をこうむるのではないかの質疑に、金銭的には損はなく、定期券のほうが安くなっているため、お客様に損害を与えるようなことは一切ないとの答弁でした。

採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分についてです。

初めに、上下水道課です。

土木費の公共下水操出金のみで、操出金等の額が確定に伴う減額。

次に、農業委員会です。

農業費の農業委員会会費は、4月の職員異動に伴う給料手当共済費の減額。

次に、農業政策課です。

主なものは、農業振興対策事業補助金ですが、若者が育たないと地域の畜産業がなくなるといいう危機から、高鍋町・木城町の若手牛飼養農家を構成とする牛飼いに関する生産技術や経営方法を学ぶ自主研究グループ児湯咸渡会を正式に設立することになり、さらなる活動内容の充実に向け、関係自治体からも支援してほしいとの要望があり、今回、補正計上した。

事業費として、高鍋町内の若手牛飼養農家8名に対し、5,000円の年補助を行う。

次に、産地パワーアップ事業費補助金で県の補助100%を充当するもので、予算上の理由としてTPPに対する対策で、宮崎県においても特に施設園芸の再編整備を最重点課題として位置づけており、産地パワーアップ事業は、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、高収益な栽培体系への転換を図るための取り組みを総合的に支援する説明がありました。

次に、歳出では、工事請負費の農地災害対策工事ですが、7月の豪雨については大きな農地及び農業用施設被害は発生しなかったが、町内の耕作者から、今後大雨によって被害を受ける可能性がある町有地について、対策に関する要望を受け、そのような被害を未然に防ぐのを目的として今回予算に計上した。

次に、多面的機能支払事業一ツ瀬川広域協定負担金で、多面的機能支払事業一ツ瀬川広域協定エリアにおいて、羽根田地区で新規加入したため、このことを受けて一ツ瀬川広域協定の事務窓口を担当している木城町や羽根田地区分に係る負担金を支出することであることから補正計上をした。

次に、県営事業負担金、尾鈴土地改良区負担金です。これは尾鈴土地改良事業・県営染ヶ岡・鬼ヶ久保1・2・3期地区の平成30年度の負担金。

最後に、作業手数料のめいりんの湯、樹木伐採で敷地内の樹木が電線に接触しており、九電から枝の撤去要請を受けたので、予算を計上との説明がありました。

次に、地域政策課です。

歳入については、寄附者のふるさと納税ですが、昨年度実績と今年度の伸びから試算し、10億円を補正している。昨年からの伸びとして1.7倍の動きを示している。

次に、歳出で主なものは、ふるさと納税返礼品で、平成29年度寄附に対する返礼品借り上げ料、平成30年度寄附増額に伴う返礼品借り上げ料を補正計上。宅配便料金では、平成29年度の寄附に対する返礼品宅配料、平成30年度寄附数増に伴う返礼品宅配料を補正計上。郵便料では、寄附数増に伴う郵便料の増額。クレジットカード決済システム手数料では、寄附数増に伴う手数料の増額。ふるさと納税システム手数料は、寄附金増額に伴う手数料の増額。ふるさと納税返礼品取扱業務委託では、寄附数増に伴う手数料の増額。ワンストップ特例申請受付点検業務委託では、委託仕様の見直し及び寄附数増に伴う委託料の増額とのこれらの補正計上をしたとの説明を受け、質疑に入り、委員より、本年度ふるさと納税返礼品について3割化はいつまで行うのかの問いに、商品の見直しとともに10月末までには行うとの答弁でした。

委員より、業務及び商品の見直し等について、平等・公平を持ち取り扱いしてもらいたいとの問いに、商品のルールづくりなどを作成し、新規で取り扱いをされる業者、新商品に対しても平等に取り扱う指導を行うとの答弁でした。

最後に、建設管理課です。

歳入で主なものは、河川費補助金の自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業補助金、県補助50%の補助です。

歳出で主なものは、土木費の道路維持費で道路舗装、側溝等の営繕工事、町単独改良工事では、キャノンアクセス道路3カ所または補償賠償費で、また自然防止事業費の工事請負で脇地区急傾斜地崩壊対策事業の説明を受け、質疑に入り、町単独道路改良費の中で市ノ山・中尾線の工事があるが、どのような工事かの問いに、幅10メートル、高さ3メートルの間知ブロック積みの工事を行うとの回答でした。

採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

これで、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

ここで、しばらく休憩に入ります。

午前11時06分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。何点かありますので、ゆっくり読み上げたいと思います。

一ツ瀬川土地改良事業、未施工地への貸付金については報告がありませんでしたが、変更があったのか、お伺いしたいと思います。また、なぜ議論がなかったのか、お伺いしたいと思います。

町営住宅の入居状況が芳しくないようですけれども、その問題については議論はされなかったのか、お伺いします。

補助金の問題については幾つかの事例をしっかりと報告をされましたけれども、どのような審査がほかの問題で行われたのか、お伺いしたいと思います。

ふるさと納税については、ことし4月からの機構改革によって産業建設常任委員会に移行されたものですが、そのことについては議論が沸騰したようで、その報告はしっかりとあったように思います。しかし、報告の内容を聞いてみると、ほとんどが評価できる内容というのがなかったような気がします。というのも、やはりふるさと納税で25億円、その中でやはり返礼率が高いとしても高鍋町に残るお金、そして事業者が本当に高鍋にやっ

ぱりしっかりと根差しているという状況から考えたときに、事業者の問題も含めて評価できるところも幾つかあったのではないかと私は思うんです。そのことが議論されずに、ただ新たなふるさと納税の仕組みについて大きなことを聞かれたという、その報告であったように思います。

これは、まだ私たちは議員協議会でその報告を聞いているわけではございません。委員会の審査の中では決算の認定であること、それを主眼に置いたならば、このような内容ではなく、やはり25億円に対する評価をしっかりとどこかで行っていただくのが適切ではなかったかなと私は思いますので、そのことについて、このようところが評価できたのではないかという意見が一つもなかったのか、私はそのことをお聞きしたいと思います。

一ツ瀬川改良事業への負担金及び委託に関する事業内容及びその成果については、どうだったのでしょうか。

また、尾鈴畑地かんがい事業に関する進捗状況には、どのような成果が見られたのか、お伺いします。

松くい虫関係では、どのような成果が見られたのでしょうか。また、松くい虫の原因などについては質疑が出なかったのか、お伺いしたいと思います。

土木関係でキャノン関係での出費が後半多くなり、いろんな地域で計画していた道路改良事業等が先送りしているという住民のお話をお聞きしましたが、委員会の審査の中でその報告はありました。しかし、残念ながら、私が聞いた限りでは計画路線、測量路線などについては報告がなかったと記憶しております。その問題についてはどのような審査がなされたのか、お伺いしたいと思います。

公園管理において、地区への協力及びその仕事についての成果報告はあったのか、その審査はできているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） お答えいたします。

一ツ瀬川土地改良、未施工地区の貸し付けについて報告はありませんでしたということで、また変更はなかったのかということで、特に変更はありませんでした。また、委員よりの質疑もありませんでした。

町営住宅の入居者状況が芳しくないようですが、その問題について議論されたかの質疑ですが、その問題については質疑・議論は、委員会ではありませんでした。また、委員よりの質疑もありませんでした。

補助金の問題について、どのような審査が行われたのでしょうかということですが、補助金については商工業や農業関係、あと建設に関して補助がありますが、その中で農業関係について抜粋して成果報告のみお伝えします。

産地パワーアップ補助事業では、経営における省力化を初め、経営規模の拡大及び生産物の高品質が進んで生産力の向上が図られたということで、来年度からTPPに対応できる補助だったということが一つの大きな成果ではないかと思えます。

ふるさと納税については、今年度4月から機構改革によって産業建設常任委員会に移行されたものですが、そのことについての議論は沸騰したものと考えますが、具体的にどのような内容で議論がなされたのかで、その中で先ほど報告はしたんですが、この中で25億円の評価、それだけ上がった評価についての委員の報告がなかったようですがということですが、もちろん一応25億円ということで委員からのふるさと納税のことについては評価的にはよかったと思いますが、その内容について今回ちょっといろいろと質疑が挙がりました。

一ツ瀬川土地改良事業の負担金及び委託に關しての事業内容及び成果については、どうだったか。また、尾鈴畑地かんがいに關しての進捗状況はどのような成果が見られたかですが、一ツ瀬川土地改良区の負担金については、県営農村基盤総合整備パイロット事業に係る市町村負担金の償還で平成4年から平成7年度分で、最終償還は平成32年度になるということです。また、尾鈴畑地かんがい事業については、先ほども報告はしたんですが、染ヶ岡・鬼ヶ久保1期地区が給水栓66.9%、染ヶ岡・鬼ヶ久保2期地区が給水栓設置率が69.5%、染ヶ岡・鬼ヶ久保3期地区が給水栓設置率が69.9%で、一応この内容で工期のほうは多少延びているが、あと2年で今現在約90%というのは委員会で説明を受けております。

松くい虫関係では、どのような成果が見られたのでしょうか。また、松くい虫の原因などについての質疑は出なかったでしょうかということですが、もちろん質疑のほうは委員より出ておまして、枯れ松に關して危険性があるので、随時伐倒をお願いすると強い要望がありました。それと松くい虫関係でどのような成果が見られたかということ、松くい虫薬剤防除委託という説明を受けたことは、松くい虫薬剤防除事業委託金が県委託金で100%充当され、堀の内から下永谷にかけて松林における動力噴霧器を使用した地上からの薬剤散布、実施面積は9.7ヘクタール行ったということと、松くい虫薬剤樹幹注入事業委託で対象松本数は91本を行い、蚊口松林において松くい虫被害の発生が確認され、特に手当てが必要な松に対し、この91本薬剤樹幹注入を実施し、被害の拡大防止を図ったということです。

※あと蚊口墓地の枯れ松伐採駆除委託については、通常の伐倒の方法では被害木周辺の墓石への損害を与える可能性があるため、ロープワークを使用した特殊な方法を使って枯れ松17本を伐倒したということです。

※あと保安林枯れ松伐倒駆除委託については、蚊口保安林内において松くい虫による食害のため、枯死した松の特別伐倒を94本行ったということが成果です。

土木関係でキャノン関係での出費が多くなり、いろんな地域で計画していた道路改良事業等が先送りされているのをお聞きしましたが、委員会でそのような審査はなされたのかですが、委員より、先ほども御報告したとおり、平成29年度歳入歳出決算において、全ての工事においては影響はなかったということを経営当局から聞いております。

公園管理において地区の協力及びその仕事についての成果報告はなされたかということで、

※後段に訂正あり

公園管理は農業政策課で、めいりん公園、南高鍋農村広場、長法寺農村公園、加志場農村広場、宮田親水公園の維持管理、経費、成果、これについては成果報告はなかったんですが、建設課のほうで、まいづる公園管理事業について、実績効果として公園の景観維持とともに、桜の植え替えにより、倒木や枝の落下による来園者の事故防止に努めたということです。

以上です。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前11時29分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 済みません、枯れ松伐倒についての質疑はありませんでしたので、訂正させていただきます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

しばらく休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時31分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。済みません、長かったから多分わからなかったんじゃないかなと思うんですけれど。

いろんな公園が各地区に分散されていると思うんです。街区公園を含めていろいろあると思うんです。だから、公園の例えば農村公園というか、そういう公園はもう地区には多分委託していないんじゃないかなと思うんですけれども、地区との協力及びその仕事についての成果報告があったのかと聞いているわけですから、地区との協力関係をしているところがどれぐらいあって、そして公園管理がうまくいっているところ、ちゃんと直接やらなければならないところというのは多分報告がなされているんじゃないかなと思うんですけれども、していませんか。担当課は。もし、していないとしたら、やっぱりそれは報告漏れですよ。

そういうことをちゃんとしていって、やっぱりこれから地区では高齢化も進んでいくわけですから、そういうことも含めてやっぱり委員会の審査の中でしっかりと審査をさせていただかないと、私たちは総務環境常任委員会ですので、ほかの委員会の細かい審査の内容については例えば住民の皆さん、町民の皆さんからいろんなことを聞かれても、おおよそがわからない。だから、そのためにこの認定の質疑を委員長に対して行っているわけです。

よね。だから、委員会ではやはりその事細かい、どういう質疑があるだろうかということ、ある程度予想していきながら委員会での質疑というのを展開していただきたかったなあというふうに思うんです。

それと、ふるさと納税について先ほど答弁がありましたよね。だから、おそらく私の聞き漏れかもしれませんが、伝票操作をしているだとか、今度11月の1日からいろんなことを3割にしていくための総務省なり、県からの通達事項というものにどうも集中していたみたいなんですよね。私たちは確かにそれも聞きたいけれども、やはり初めて25億円というのを達成した、これ事実ですよ。伝票を操作したとか、その中で伝票操作をしたのであれば、それは誰がどこで伝票を操作したのかと、もっと追及していかなきゃいけないわけでしょう。私たちは初めて聞いたから、伝票操作と言ったら不正があったのかと思うじゃないですか。

それは確かに監査の方もおられるから、そこから情報が入ったのかどうか知りませんが、私はわかりませんが、そうやって想像できるようなことをそうやって報告されてしまうと伝票操作とか、そんな法的な問題で弁護士に聞かなきゃわからないような問題点とかが指摘されたりとかしたときには、私は正直な話で、ふるさと納税については、これは認定なんです。認定作業の中で25億円に達した、その主な理由。だから、こういう事業者がやっぱり何事業者参加してというのは、私たち総務環境常任委員会ではそういうのをやはり主にしてきましたよね。どういった事業者が主に参加しているのか。そして、高鍋町でふるさと納税が伸びていると。

そして、まあ言い方が悪いかもしれないんですけど、何でもありという状況が生まれてきたのは確かに事実だと思います。でもそれはやはり総務省なり、県なり、しっかりとしたそういうフォローをしていかないことが自治体のそういった状況というのを、事業者も結局それで大丈夫じゃないかと、ここで大丈夫じゃないかという認定もある程度、町も認定しているわけですから大丈夫じゃないかということでやってきているわけですよ。その認定に問題があったということで、これは全国を、高鍋町だけじゃないんですよ。全国の自治体を調査していくわけですから。

だから、その調査する内容について、これはまた新たに議案第59号の中で意見として出てくるのであればともかく、その前にやっぱりいろんな内容というのが出てきたことについて、私としてはやはり確かに25億円、これはもう実績としてあるわけですから。じゃあ、それが伝票操作で成り立ってきたものなのか、どうなのかというところになると、非常に私、はっきり言ってちょっと不愉快としか言えないような状況というのがあるんです。だったら私たち総務環境常任委員会ですうっと審査してきたことというのは間違っていたんだと、そういう伝票操作にも気がつかず、何もせず、今になって気づいたというふうに言われてしまったような気がしてすごく責任を感じている部分があるんです。だから、そういう意味で聞いている部分があるわけですよ。

だから、伝票操作とは、じゃあどういうことなのか。そこをやっぱり詳しく説明をして

いただかないと、そういう言葉を発せられた以上、それはまた決算認定できませんよということになるじゃないですか。もし不正があったのであれば、その不正の段階でちゃんと見つけることができなかつた状況というか、私たち総務環境常任委員会のこれは審査の不手際でもあると思うんです。だから、そういうことも踏まえて私は総務環境常任委員会に属しておりますので、これはやっぱり不手際があったんかなあとというふうに思わざるを得ないような産業建設常任委員会の報告であるわけですよ。

だから、伝票上の操作とは一体じゃあ、どういうことなのか。高鍋町に事業者がないのに事業者があるようにして、どこかの住所をかりてやったことなのか。それとも、それが何件ぐらいあったのか、どうだったのかと、そういうところは報告されなかつたと思うんです。じゃあ具体的にそれがどれぐらいあって、どうだったのかと。でも私が聞いている限りでは、事業者がふえてきたということは聞いていますよ。64から65ぐらい何かふえてきていると。一番最初はすごく少ない業者だったけれど、地場産品の業者に協力をさせていただいているということで非常に少ない業者ではあったんだけど、それが3倍ぐらいに膨れ上がったということは聞いています。

でも先ほどの報告で、やはり法律上の用語なのかどうか知りませんが、そういういろんなことを聞かれて、それで報告があつたちゆうこと。まあ正直でいいと言えば正直でいい。しかし、伝票操作があつたということが私たちは間はずうっと予算から、決算についてはしておりませんが、ことしの4月から機構改革が行われたわけですから、それまでの間、正直な話言うて、全然、私たちの総務環境常任委員会での審査がこれはおかしかったのかなあと、そういう情報も入ってこなかつたのかなというふうに思うと、非常に情けなく思う部分もあります。だから、この伝票操作というところにすごく私、引っかかってしまって、それがちょっと前に進めないでいるんですけれど。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時39分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（永友 良和） それでは、再開いたします。委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） まず初めに、監査委員と委員会は一切関係ないということで申し上げます。

次に、伝票操作のことを当委員会では不正とは言っておらず、商品を仕入れて出すのではなく、他の業者の商品を伝票で納税者に提供することがよいのかという意味の質疑があつたので、不正ということは一切出しておりませんが、委員全員そのような解釈はしていませんということです。

公園管理において、地区への協力及びその仕事について成果報告はなされたのかということで、先ほど7カ所の公園を管理されているということでは申しました。その中で、成果

報告等はなかったということです。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私は、他の業者の品物を伝票操作という言葉が、私は不適切ではないかなというふうに思ったんですね。できるだけそういう言葉を使わずにしっかりと報告する上では、誤解を与えるようなことを言ってほしくないというのが一番大きな、私の質疑をした要因です。

それで、先ほどもお伺いしましたけれども、よかった評価というのは後どのぐらいの評価があったんでしょうか。私としては、先ほどから何回も言っておりますけれども、25億円という金額が上がったということに対して、業者の皆さんは非常に活発に元気になってこられたと思うんですね、それまで。

だから、今回の問題については、これはまた別途です。だから元気が出てきた業者の皆さんが一体どういう気持ちでおられるのかということ、審査の中で聞いてくださったんじゃないかなと思うんです。

そうでないと、せっかくここまでお金高が上がってる。私は、常々言っているとおり、ふるさと納税でいろいろ金額が上がったにしても、それが高鍋町に、もし落ちなかったとしても、それだけ業者の皆さんが元気が出ればいいという気持ちがあるから、頑張ってもらいたいということも常々言ってきましたので、そういうことも含めて、審査の中でどういう評価ができてきたのかということをお聞きしたかったんですけど、そういう意見は、じゃあ出なかったんですね。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） そういった意見とかじゃなくて、財政経営課のほうから、6つのふるさと納税を使用して事業を行ったというのを、財政経営課はうちの担当でないものですから、ちょっと言えないんですが、そういったのを見て、皆さんが、うちの委員会が判断し、よくふるさと納税頑張ったということでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 1点だけ、委員長、お尋ねしたいと思いますが、今、上程されているのは決算認定ですね。委員長の報告の中で、採決の結果2対2と言いますか同数であったと。それで、委員長の判断で賛成多数で認定されたということに報告あったと思います。

これも組織上大事なことでありますので、何が問題点でそういうふうになったのかお尋ねしたいと。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） お二人の議員が言われた内容としては、東光寺・鬼ヶ久保線が予算の時から反対だから、決算についても反対という意見でした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ただし書きを設けられましたけれども、今度の使用料を徴収することが適当でないとする時というのは、今回の場合にのみ限ってということだったのかどうか、その辺をどういうふうに審査されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 建設管理課のことですが、今回、10日間のみということで審査いたしました。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） この補正予算を見る限り、歳入でふるさと納税が10億円新たに追加されている。それは報告にもありましたね。それと、ふるさと納税にかかる費用として、40、41ページのところのふるさと納税推進事業費のところに、これが大きな金額で載ってる思うんですね。

だから、この金額が大きくなった理由というのは、多分説明されていないんじゃないかなというふうに思いますけれども、これ平成29年度分にかかるものが、4月以降になったために、それをするのか。それとも全然正味で、例えば前の15億円予算が出た部分の積み残しで、こういう予算になっているのかというふうに説明が多分なかったと思うんですね。

というのは、10億円が歳入で、それ以上に出ている部分があるものですから。だから10億円が本当に達成できるのかどうか、まず一つ、私は問題点がどうなのかということ、そこは多分話し合いをずっと進めてこられたんじゃないかなと。

決算認定でもあれだけの意見が出たんだから、だからこれから先、9月まででどれぐらいやって、達成する見込みがあるのかということも含めて、審査の中では、もう11月の1日から3割という形でいくのであれば、じゃあ大きく目標からずれてくるんじゃないかという議論を含めて、多分ここも議論を一番なされてきた部分じゃないかなというふうに思うんですね。そういうことが、どういうふうに議論をされてきたのかお伺いしたいと思います。

それから、河川総務費の中の工事請負費、これは多分脇地区の問題かなとは思いますが、けれども、もう一度説明していただけたらありがたいというふうに思います。

それで、今度は、脇地区は前に終了した所と違うのかどうなのかということも含めて伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 産業建設常任委員会の中で、補正の中で、執行部より、今現在、9月17日で、どのくらいのふるさと納税が上がっているのかということで、今現在、11億円上がっていることを確認しているので、確認しました。

決算認定で、これから3割で、この予定額が1.7倍ぐらい昨年と比べて伸びが上がっているということで、10億円の補正予算を組まれたということだったので、それ以外は質疑はありませんでした。

この脇地区の急傾斜地崩壊対策事業で、いままで県施工だった脇地区だったんですが、一部町で、今回、施工するということになりました。その脇地区の説明であります。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 同じ脇地区でも、場所が県が主体でやってきたのと、町と県と主体でやるのと。こっちから行ったら手前のほうと、向こう側のほうは全部終わってますよね。向こう側のほうは、多分全部終わったと思うんですよ。

手前のほうの工事が2カ所になるのか。それとも1カ所なのかということ聞いてるんです。1カ所なのか、もう1カ所するのか。そこところがわからなかったもんだから、そこをどういうふうに審査されてきたのかなというふうに思ったんですよ。

あそこは水の出る所が4カ所ぐらいあって、急傾斜地で危ない所があるわけですよね。それ地元の皆さんから要望が出ている中ではあるけれども、今回した所は、そのうちの1カ所か2カ所だろうと思うんですけど、2カ所を同時にするのか、1カ所なのかということが、私、わからなかったもんですから、その辺が審査の中でどういうふうな説明があって、どういうふうな審査があったのかなとお聞きしたかったもんですから、よろしくお願いします。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 図面なんですけど、今、報告受けたのは、県の工事がこの箇所だったんですが、そのお隣の町施工場所ということで、1カ所聞いております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 平成30年第3回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の関係部分について、議案第56号高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分についての3件です。

その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は9月18日から21日の4日間、第4委員会室にて、文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課長及び各関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

調査は、新園舎建設予定地のももの木保育園及び勤労者体育センターを調査いたしました。なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行い、また、全ての審査の報告ではなく、特徴的な部分の審査報告といたします。

初めに、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の関係部分について。まず、健康保険課です。

1年間の総括として、安心して妊娠、出産、子育てができる環境整備、食を通じた健康づくり、予防接種、がん健診等の予防事業、高齢者が居宅、施設等で安心して暮らせる環境づくりなど、健康なまちづくりの向上に努めることができたとの報告でした。

成果についての高齢者関係では、緊急通報装置貸与利用料補助事業は、常時見守りが必要で、日常生活に不安のある高齢者等に緊急通報装置を貸与し、利用料の一部を助成することで、日常生活の精神的不安を軽減することができ、10人の設置はあるが新規利用が伸び悩んでいるため、今後は周知方法を改善しながら普及に努めたいとのことでした。

また、高齢者の生きがいつくり、社会参加、健康増進を支援するために、敬老祝い金事業、高齢者クラブ等補助事業、シルバー人材センター補助事業、持田地区高齢者福祉センター運営事業、高齢者等多世代交流拠点施設運営事業に取り組んだ。

高齢者クラブ等補助事業には県の補助金が交付されており、また、高齢者等多世代交流拠点施設運営事業は、使用料収入が前年度比72.4%の大幅な増となった要因として、高校野球の合宿や国際交流空手等の利用がふえたことが考えられるとの説明でした。

また、老人保護措置事業は、65歳以上で養護老人ホームに入所希望される方を入所判定委員会の結果に基づき入所措置し、生活の環境を整えることができたとの説明でした。

次に、健康づくり関係については、救急医療施設等運営事業は、運営費の一部を負担することで救急医療体制が整い、1次、2次の救急患者の医療の確保ができたとのことでした。

予防接種事業は、乳幼児から高齢者までの対象者に、定期及び任意の予防接種を実施し、感染症の予防体制を固めることができ、また、任意予防接種のロタウイルスおたふく風邪に関しては、県の補助金補助率3分の2が交付されたとの説明でした。

また、健康増進事業は、病気の早期発見、早期治療、生活習慣病の重症化予防、健康の

維持増進に寄与することができた。

乳幼児健診審査事業及び母子保健事業は、さまざまな育児支援が図られ、平成29年度は2歳児相談や6、7カ月児相談の実施回数をふやしたことで、相談業務の充実が図られたとのことでした。

不妊治療等助成事業は、治療に要する費用の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、受診しやすい環境を整えることができた。また、この事業には県補助金が交付され、補助率は3分の1であるとの説明でした。

未熟児養育医療事業は、対象となる乳児の入院加療費の助成を行い、養育医療負担金として国・県から交付されたとのことでした。

健康づくりセンター管理運営事業は、町民の健康づくりの中核的な施設として、各種団体に施設を貸し出すとともに、プールの安全な管理運営を行うことで、心身の健康づくりに寄与することができた。また、センター使用やプール使用料収入の前年度比の減については、センター教室回数とプール利用者数の減もあるが、フリーパスへの切りかえも要因であると考えたとのことでした。

一般会計決算のうち、健康保険課関係では、前年度比0.3%の増となり、この中には特別会計への繰出金が含まれており、これを考慮すると経費節減に努めながらも必要な各種事業を実施し、健全な財政の執行ができたものと考えたとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、老人保護措置事業の待機者はいないのかとの問いに、待機の方はいるが、おおむね1年くらいで入所できており、また、急を要する方に対しては、適切な対応ができたとの答弁でした。

委員より、結核検診の受診率は、また、未受診の原因はどの問いに、前年より減少している。理由はさまざまであるが、今後は健康に対する意識の啓発に努めていくとの答弁でした。また、今年度は80歳以上の結核検診は全員検診を進めているとのことでした。

委員より、検診後の対象者への通知、勧奨はどのようにしているのかとの問いに、検診によって異なるが、電話連絡、家庭訪問をしている。また、精密検査を必要とする方には、検査に行かれるまで連絡をしているとの答弁でした。

委員より、緊急通報装置貸与を希望する人がふえていない原因はどの問いに、周知が行き届いていないためと考える。緊急時以外の健康相談、生活相談も行っていることも合わせて周知していくとの答弁でした。

委員より、妊婦や乳幼児の家庭を訪問する母子推進員の人数は足りているのかとの問いに、3人の推進員と保健師で対応し、訪問指導はできているとの答弁でした。

次に、福祉課です。

平成29年度一般会計歳出総額のうち、民生費は、臨時福祉給付金、障害者通所支援事業費などにより1.5%の増。扶助費は、私立保育園委託費、子ども医療費助成費、幼稚園・認定こども園給付費、訓練等給付費、障害児通所支援事業費などにより3.3%の増となり、少子高齢社会の進展により、今後も扶助費はますます増加することが予想される

との説明でした。

歳入の主なものとして、保険料、障がい福祉・児童福祉に係る国庫負担金、臨時福祉給付金事業等に係る国庫補助金、民生委員・障がい福祉・児童福祉に係る県負担金、障がい福祉・児童福祉に係る県補助金が交付されたとの説明でした。

また、成果の主なものとして、子ども、子育て支援関係としては、子ども家庭支援センター事業費は、18歳未満の子どもを養育する家庭の子どもとその保護者を対象として、あらゆる相談に応じ、関係機関につなぎ、見守りのネットワークを形成する等の支援を行うことができた。

病後児保育事業は、ももの木保育園内に併設された専用施設で、病気回復時の児童の保育が行われ、保護者の就労と育児の両立の支援ができた。

子ども医療費助成事業は、小学校卒業前までの児童を対象に、保険診療分の自己負担額を一部助成し、また、平成29年10月からは、自己負担額を無償化し、また、対象を中学生までに拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減することができたとの説明でした。

施設型給付費等事業は、就学前児童の教育、保育に要する費用を一部、または全部助成することで、健やかに成長することができる社会の実現に寄与することができた。

保育所等整備事業補助金は、国庫補助金を活用し、ひまわり保育園に対し、ゼロ歳児室の増築工事に要する費用の補助を行い、環境設備を整えることができた。

認定こども園施設整備事業は、国庫補助事業を活用し、高鍋カトリック聖母幼稚園に防犯カメラを設置する経費の補助を行い、防犯対策の強化を図ることができたとの説明でした。

障がい者・障がい児関係として、精神保健福祉ボランティア養成事業は、地域でのよき理解者、支援者となる人材の育成を目的に、養成講座を年6回開催し22名の参加があり、精神保健福祉に対する理解が促進された。

また、手話通訳者設置事業は、嘱託職員1名を雇用し、聴覚障がい者の方の窓口対応や各種手続きの支援を行ったとの説明でした。

地域福祉関係として、社会福祉協議会運営補助事業は、社会福祉協議会への補助を行うもので、事業の一つとして毎週土曜日に実施される社協塾は、小学5年生から中学3年生の子どもたちが利用している。

また、県のモデル事業として、子ども食堂が1回実施され、未就学児10名、小学生27名、中学生4名、高校生以上29名の参加があったとの説明でした。

臨時福祉給付金事業は、消費税率引き上げに関して、低所得者世帯に対し給付金事業を実施し、増税に伴う影響を緩和することができたとの説明でした。

質疑に入り、委員より、子ども家庭支援センター設置の成果はとの問いに、平成29年3月に開設以来、相談件数が徐々にふえてきている状況で、職員は教職員の資格を持ち、訪問支援も行い対応しているとの答弁でした。

また、委員より、相談はどのような内容で、相談者はとの問いに、虐待やネグレクトな

ど多様な内容のもので、相談者は施設関係者や地域の方などからであるとの答弁でした。

委員より、精神保健福祉ボランティア養成事業の成果はとの問いに、今年度までの3カ年の事業になるため、今後は、たか鍋まごころサポーターの会を設立して協議を行い、イベントの手伝いや勉強会など行っていく予定であるとの答弁でした。

委員より、手話通訳者設置事業はどのくらいの利用があるのかとの問いに、月に三、四件ある。以前は筆談で対応していたが、手話で対応することで、障がい者の方の支援につながったとの答弁でした。

また、委員より、障がい児通所施設は町内に何箇所あるのかとの問いに、はぐはぐ子ども村、放課後デイサービスもたろう、新ピスティスの3カ所あるとの答弁でした。

委員より、社会福祉協議会で実施した子ども食堂の成果はとの問いに、多くの子どもや大人が集まったが、今後の開催については社会福祉協議会の中で協議を行っていくとの答弁でした。

次に、社会教育課です。

歳出の主なものとして、コミュニティ助成事業は、下永谷自治公民館へ補助を行い、活動に必要な整備ができ、地域の活性化に寄与することができたとの説明でした。

伝統芸能、伝統文化保存団体支援事業は、県指定無形文化財である高鍋神楽を保存するために、高鍋神楽保存会に対し補助を行い、平成29年度は伊勢神宮神楽奉納100周年記念事業への参加により、県外に存在を広めることができたとの説明でした。

鈴木馬左也没後95年シンポジウム事業は、住友3代目総理事であり、住友財閥をつくった鈴木馬左也のグローバルな精神を学び、まちの発展と、今年度開催の藩校明倫堂240年シンポジウムにつなげていく考えであるとの説明でした。

歴史総合資料館管理運営事業は、企画展の実施と県の補助を受けて、文化財の複製品の作成を行い、現物の劣化を防ぐことができたとのことでした。

また、家老屋敷費は町指定有形文化財である黒水家住宅の経年劣化によるしっくい壁の修繕や障子の張り替え等の修繕を行い、文化財の保護、継承に資することができたとの説明でした。

舞鶴ロードレース大会事業は、小丸河川広場及び堤防にコースを移し、現在の部門に加え10キロコースを新設して開催できた。

スポーツ推進事業は、推進員11名を中心に、ニュースポーツの体験や生涯スポーツの普及、促進を図ることができたとの説明でした。

総合体育館特定天井ほか大規模改修工事实施設計事業は、27年が経過した総合体育館の大規模改修工事に係る実施設計を行い、将来的に施設のさらなる充実に向けて前進することができたとの説明で、また、勤労者体育センター防水改修工事は、35年が経過した施設の防水改修工事を施工し、施設の長寿命化及び利用者の環境向上を図ることができたとの説明でした。

また、工事請負費の主なものは、公民館費の蚊口地区学習等供用施設空調設備改修、図

書館費の利用者駐車場・駐輪場整備、美術館費の空調整備・監視カメラ改修等が行われたとの説明でした。

歳入の主なものは、県補助金の社会教育費補助金と文化財保護費補助金。教育寄附金は図書館への寄附で、雑入はコミュニティ助成事業の補助をするものとの説明でした。

質疑に入り、委員より、古文書のデータ化はどれくらいで終わるのかとの問いに、平成27年から開始していて、現在のデータ化でいくと10年くらいはかかるとの答弁でした。

委員より、鳴野棒踊り保存会の踊り手は、現在、何人要るのか、また、新たに入会者は要るのかとの問いに、保存会は30名くらいで、3年前に入会された方は要るとの答弁でした。

また、委員より、わいわいナイター大会の参加は、また、ふえているのかとの問いに、20チームの参加があり、毎年ほぼ参加数はかわらないとの答弁でした。

委員より、舞鶴ロードレース大会事業は、町外からも参加があるのか、また、コース変更の理由はとの問いに、421人中町外からの参加の方が208人で、ロードレースと名前がついており、10キロコース新設と、警察との協議の結果コースを決定し、また、意見としては観客が少なかったことなどが上がっていたとの答弁でした。

次に、町民生活課です。

国民年金事務費の歳入は、民生費委託金の国民年金事務取扱交付金で、歳出は、国民年金事務費の職員1名分の人件費と一般事務雇の賃金。需用費は、年金事務にかかる消耗品費、また、コピーチャージ料、システム改修業務委託料、プリンター保守点検委託料であるとの説明でした。

質疑に入り、委員より、システム改修はどのようなものかとの問いに、日本年金機構と業務を連携しており、町から日本年金機構へのデータ送付を紙媒体から電子媒体へ変更するものとの答弁でした。

次に、教育総務課です。

成果の主なものは、外国語指導助手派遣事業では、ALTによる小学校の外国語活動が図られたこと。中学校では、ALTが継続的な指導を行った結果、東児湯英語暗唱弁論大会において最優秀賞を受賞するなど、英語教育のレベルアップにつながったとの説明でした。

米沢市・高鍋町小学校交流事業では、平成29年度は本町の5年生10名が米沢市を訪問し、姉妹都市のゆえんである秋月、上杉両家の関係や歴史、先人の偉業を学び、米沢市の小学生と交流を深めることができたとの説明でした。

学校生活支援員配置事業は、生活支援員が教職員と連携し、障がいのある児童・生徒に対し授業、交流学級での合同研修、給食、更衣、用便時等の支援を行い、子どもの特性に配慮した特別支援教育の一層の推進を図ることができたとの説明でした。

学校施設環境改善事業では、防衛省の再編関連訓練移転等交付金を活用し、西小学校、東中学校のトイレの床の乾式化及び洋式化により、教育環境の改善を図ることができたこ

と。

施設の修繕については、全体的に施設が老朽化しているため、緊急性が高い箇所から優先的に改修を行ったとの説明でした。また、事務局費として、学校改修統合等検討調査業務委託を行ったとの説明でした。

町非常勤講師雇用事業は、町費による非常勤講師3名を雇用し、算数、数学、英語の習熟度別少人数指導を行うことにより、小学校の算数で県学力状況調査やC R T学力検査において、全学年とも県平均、全国平均を上回ることができたこと。全体として、個に応じたきめ細やかな授業を実施することができたとの説明でした。

歳入の主なものは、教育費国庫補助金、県補助金、教育寄附金で、歳入総額は前年度決算と比較すると減となり、その主な要因は、学校施設環境改善交付金の減額によるもの。教育寄附金は、小中学校寄附金と育英会寄附金が増額となったとの説明でした。

歳出は、前年度決算と比較すると減となり、目別の分析で最も高い割合を占めるのは、小学校の学校管理費、次いで事務局費、学校給食費、中学校学校管理費となっているとの説明でした。

質疑に入り、委員より、米沢市との姉妹都市交流事業に参加する児童は、どのように選考されたのかとの問いに、ホームステイを受け入れていただくことを条件に、学校を通して行っており、男女のバランスも考慮しているとの答弁でした。

また、委員より、特別な支援を必要としている児童・生徒はふえているのか。また、対象の児童・生徒にどのような配慮が必要なのかとの問いに、特別支援学級に在籍している児童・生徒は増加傾向にあること。また、障がいを持つ子どもそれぞれに応じた配慮を行うことが義務化され、きめ細やかな支援や施設、設備の整備を行っていく必要があるとの答弁でした。

委員より、学校施設環境改善事業は、改修を予定をしている事業はどのくらい残っているのかとの問いに、今年度で小学校のトイレ改修工事が完了し、今後、中学校のトイレ改修に着手していくとの答弁でした。

次に、議案第56号高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について。

高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例は、昭和57年に制定されたもので、心身障がい者、障がい児の日常のお世話をするための家庭奉仕員の事務手数料を徴収するもので、廃止の理由としては、国が定めた障がい者支援制度が、それまでの措置制度から支援制度にかわり、この条例が措置制度に基づいたものであるため、廃止をするものとの説明でした。

また、平成18年以降、障害者自立支援法が制定され、それから支援制度となっていた。現在は、障害者総合支援法となり、それまでは行政が事業者やサービスを決めていたものが、障がい者が主体となり選択をしていく仕組みにかわり、運用がなくなっているとの説明があり、委員より、ホームヘルパーとしての仕事はどのようなものか。また、人数はどの問いに、訪問介護などの仕事をしている。また、各事業所に在籍し、社会福祉協議会には6名在籍しているとの答弁でした。

次に、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分について。健康保険課です。

歳出では、繰出金は平成29年度の後期高齢者医療特別会計の事業費確定により、後期高齢者医療広域連合へ追加納付するもので、また、介護保険特別会計への繰出金は、平成29年度の介護認定審査会特別会計の事業費確定により、財源調整を行い減額するもの。人事異動に伴い人件費の調整を行い減額するものとの説明でした。

衛生費の救急医療施設等運営費は、平成29年度の運営費確定に伴い、追加負担する必要が生じたため、増額するものとの説明でした。

保健衛生総務費は、人事異動に伴う人件費の調整で、職員は1名分増となったとの説明でした。

また、自殺対策推進事業は、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村は平成30年度までに自殺対策計画を策定しなければならないとされ、計画策定にかかる費用を補正するもので、推進会議委員13名のうち、報酬が必要となる8名の3回分と、計画策定後の計画書概要版印刷の用紙代を計上するものとの説明でした。

健康づくりセンター費は、建設以来14年経過し、経年劣化により施設の修繕が必要になり増額するもので、女子トイレの壁の補修、消毒液を精製する機械の修理を予定しているとの説明でした。

歳入は、平成29年度の介護保険特別会計の事業費等が確定したことにより、一般会計へ返還するものとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、自殺対策事業は、県では以前から行われていたのか。また、推進委員会のメンバーの公募はあるのかとの問いに、行われており、昨年見直しされた法律の改正により、市町村に義務づけられた。また、2名の委員の公募を行うとの答弁でした。

では次に、福祉課です。

歳出の主なものは、平成29年度臨時福祉給付金国庫補助金返還金は、平成29年度の実績に伴い国に返還するもので、認定こども園施設整備事業補助金、保育所等整備事業補助金は、ももの木保育園の園舎建て替えにより、認定こども園として申請が出ているため、教育部分と保育部分に分かれて交付をするものです。

わかば保育園の地震に対する施設安全対策は、大阪北部地震を受けて点検したところ、危険個所が判明したために修繕を行うものとの説明でした。

質疑に入り、委員より、わかば保育園の子どもの安全対策はとの問いに、役場の建築士が施設を点検した結果、緊急に、今、できる部分について修繕を行うとの答弁でした。また、入園している小さい子どもの安全確保のために行うものとの答弁でした。

委員より、国からの通知があり実施したのかとの問いに、学校施設と同時期に行うとの答弁でした。

次に、社会教育課です。

歳入は、教育費県補助金は、森林生態系等保護・保全・回復活動支援事業補助金で、歳

出の主なものは、一般文化財保護費の高鍋神楽に関する文化庁との協議に伴う旅費と、国民文化祭高鍋実行委員会への負担金。

持田古墳群整備事業費は、持田古墳群に関する文化庁との協議に伴う旅費で、保健体育総務費は九州・全国大会出場に伴う奨励金であるとの説明でした。

質疑に入り、委員より、高鍋神楽に関しての文化庁との協議はどのように行われるのかとの問いに、県指定である高鍋神楽保存のため、国から3年間の2分の1補助を受ける調査等のヒアリングのための旅費であるとの答弁でした。

委員より、九州・全国大会の奨励金は、どの団体に交付するのかとの問いに、西中ラグビー部九州大会出場や、県選抜の女子ラグビー大会出場など、個人の大会出場が予定されており計上するものとの説明でした。

次に、町民生活課です。

歳出は国民年金事務費の委託料は、日本年金機構から町へのデータ送付を紙媒体から電子媒体に変更するためのシステム改修委託と、平成31年10月より施行予定の年金生活者支援給付金の支給準備のためのシステム改修委託であるとの説明でした。

歳入は、国庫支出金の委託金で、年金生活者支援給付金支給に係る交付金であるとの説明でした。

次に、教育総務課です。

歳入の教育寄附金の小中学校寄附金は、宮崎市内に本社を持つ有限会社から学校教育に役立ててほしいといただいた寄附金を補正計上したとの説明でした。

歳出の教育総務費、小学校費、中学校費の消耗品費、備品購入費は教育寄附金を財源として、学校等が必要としている備品等を購入するもの。西小学校の賃金は、学校生活支援員を1名増員するための賃金を補正計上するもの。

中学校費の教育振興費は今後の支出見込みに基づき、東西中学校の各種大会出場交付金を増額するもので、高鍋町児童・生徒の各種大会出場に関する交付金交付要綱に基づき、交付するものとの説明でした。

質疑に入り、委員より、教育寄附金をいただいた会社はいつから寄附されているのかとの問いに、平成25年度から寄附をいただいております、毎年度、会社を訪問し感謝の気持ちをお伝えしているとの答弁でした。

また、委員より、東中学校が出場したNHK全国音楽コンクール九州沖縄ブロックコンクール大会の費用はどこから出費したのかとの問いに、交付要綱に基づき交通費及び宿泊費を予備費から出費したとの答弁でした。

以上、全ての審査が終わり、まとめに入り、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の関係部分について、討論はなく、採決に入り賛成全員で原案どおり認定すべきものと決しました。

議案第56号高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について、討論はなく、採決に入り賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分について、討論はなく、採決に入り賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。まず、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 文教福祉常任委員会で一番話題になった箇所はどこだったんでしょうか。

福祉関係で、子ども支援に対してどのような成果がありましたか。先ほどの報告書の中ではいろいろ上げられましたけれども、ファミリーサポートなどについての審査内容をお聞かせ願いたいと思います。

お年寄りへの支援体制については、おおむねどのようなことが審査で問題になったのでしょうか。成果報告関係ではどうだったのでしょうか。

給食関係で、小学校の単独調理場及び共同調理センターにおける安全性についてなど、食のことはどのような成果があったのでしょうか。

ことは大変暑く、熱中症などが懸念されましたが、昨年度について学校関係で問題はなかったのかお伺いしたいと思います。

文化施設などの運営については、どのような成果が見受けられたのでしょうか。具体的なことでよろしいので上げていただきたいと思います。

学校施設整備は、先ほどの報告の中でトイレの問題など上げられました。平成29年度のほかの所の概要はどうだったのでしょうか。また、問題点などについてはあったか、なかったかの議論はあったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

生涯学習は、高齢者を初め子どもも対象となる講座があるようなんですが、具体的にはどのような成果が見受けられたのか。成果表では見えない部分についてお答え願えたらと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 今の質疑の中で、まず最初からお答えしていきます。

文教福祉常任委員会の中で一番話題になった箇所というお尋ねですが、特に一番ということはなく、全ての議案を慎重に審査を行ったところであります。

続いて、福祉関係の子ども支援に対しての成果なんですが、この子ども支援の成果としては、どの事業も子どもや保護者に必要な費用の助成や健やかに成長できるための環境整備ができたということです。

また、ファミリーサポートセンター事業に関しましては、成果報告書にあるとおりで、地域子育て支援センターについては、委員会の中で質疑があり、在宅親子のためのよりよ

い環境づくりを行ったとの答弁がありました。

続いてのお年寄りへの支援体制についてなのですが、これも委員長報告でお伝えしたとおりです。

続きまして、給食関係の安全性についてなのですが、これは東西小学校給食室、また中学校給食共同調理場ともに、現在、空調設備がなく、調理に関しての安全面を考慮して、東西小学校給食室空調設備設計工事実施委託、それと、中学校給食共同調理場空調設備設計工事委託業務を実施したとの説明がありました。

次の学校関係での熱中症のことですが、これは委員会の審査の中では、特に説明もありませんでした。また、委員から質疑もありませんでした。

続いて、文化施設の運営についての成果は、歴史総合資料館、黒水家住宅、美術館は成果報告書にあるとおりです。

また、図書館は、第2駐車場と駐輪場が設置されて、利用者の利便性が向上し、また利用者がふえたとの説明がありました。

続いて、学校施設設備は平成29年度の概要なのですが、これも委員長報告でお伝えしたとおりです。

では、最後に、生涯学習についてなのですが、これは公民館講座だと思います。公民館講座は高齢者の生きがいづくりや子どもたちのやる気を育むことができたとの説明がありました。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 例えば、お年寄りへの支援体制について、委員長報告でしたとおりとありましたけれども、今、お年寄り関係では、本当に元気なお年寄りの方もおられれば、元気でないお年寄りの方もおられて、また、引きこもり状況のお年寄りもいらっしゃるんですね。

そういう状況を把握していれば、この成果報告書だけでなく、委員会の中では話題になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。だから、いろんな関係で、私たちは高齢者の福祉というところで、本当に自立をしていただいて、元気で長生きしていただくための政策として、いろんな政策を打ち出している部分がありますが、そのことについてどのような成果があったのかということ、具体的にお聞きしたいわけですよ。

だから、お年寄りが本当に役員のなり手がいないということをいろんな所で聞くんですね。例えば、敬老祝い金にしても、いろんな形で皆さんからいろんな形で、私のほうはお話を伺ってきている。

条例が変更になってどうだとか、こうだとかということも含めて、地域の中で敬老祝い金制度を持っている所があれば、御祝い品を配っている。いろんなことをしている状況の中もあるわけですよ。

そういうところも含めて、各地域で違うような体制というか。それがしっかりと報告の

中に反映されていれば、私もこのような質疑はしないんですけれども、そのような報告は反映されていないということは、委員からの質疑も、地域からの質疑もあんまりなかったということで、そういうふうに捉えてよろしいのかなと、私、思っていますので。

多分そうじゃないと、私、思っていますので、そこのところ、もし思いだされたことがあるのであれば、お答え願えればというふうに思うんですね。

それから、文化施設などの運営については、かなりここはきちんと整理しておかないと、歴史総合資料館においても、図書館についても、図書館は駐車場の整備を確かに行いましたけれども、これについては利用者がふえたということなんです、具体的にどのような人たちがふえてきたのか。どのような成果につながってきてるのかということ。

これが、駐車場が整備されただけでも、こういうような成果があったんだということは、具体的にお答え願えれば、委員会の中での質疑とか、そういうものがあれば、そこをもっと詳しくお答え願えれば、これからまた、図書館の協議会とか開かれますけれども、その中でも大いに将来的にわたって、利用しやすい図書館とはどういうものかという整理が、恐らくできていくんじゃないかなというふうに、私は思っておりますので、そこのお答え願えればと思います。

だから、ほとんどの今の私の質疑に対しては、委員長報告でしたとおりのことでしたので、私も委員長報告を全て聞いて、全部頭の中に入ってるわけではありませんで、後でもう一度、再度、読み直してみますけれども、できれば委員会の中でこういう議論があったんだということを、しっかりと報告していただけることがよかったかなというふうに、私は思っていますので、先ほどの3点について、お答え願えればというふうに思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） まず、お年寄りの支援体制についてですが、質疑された地域での高齢者の支援体制ですとか、そのことに関しての委員会の質疑は特にありませんでした。

続いて、文化施設の図書館の整備の成果のことに関しては、委員長報告のとおりですし、それ以上の委員からの質疑というのはありませんでした。

具体的な数字は聞いておりません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） やはり、ふえたというのであれば、感覚的にふえたと言うのか。人間の感覚は、私たち、いつも言うのは、私はですね。数字はうそをつかないけれど、人間はうそをつくというんですね。

だけど、感覚的なもので言っていくというのは、非常によくはないと思うんです。だから、具体的にここで、駐車場をふやしたことによって、非常に利用がふえたというのであれば、じゃあ2名ふえたのか、10名ふえたのか。

そこ辺のところを、データをしっかりと取らないと、次の政策が打てないじゃないですか。だから、どういうところがふえてきたのかということ、しっかりと審査をしていか

ないと、次の手が打てないわけですよ。

じゃあ、駐車場を整備したら、こういう世代の人たちがこれだけふえたと。子どもさん持ってらっしゃる方、要するに子どもたちの絵本の読み聞かせとか、そういうところにふえてきたんだよと。だから、今度、そこを中心にもうちょっと何か方法を考えたらいいいねとか、いうところとかデータを構築して初めて結果というのが出てくるんですね。

そのところで、決算のところでそれをやっておかないと、これはもう平成30年度は動いてきて途中ですので。平成31年度の予算をつくる時に、非常にこれが大きな基礎になるわけですよ。だから、基礎になるから31年度の予算をつくる時に、ちゃんと、もっとこうよくしていく方向をしっかりと見定めて、ここに予算をもっと持っていくんだ。ここにちゃんと予算配備する。

だから、このところについては、少し利用も少なかったし、啓発活動もうまくいってないから、ここの部分については啓発活動をもう少ししていくけれども、予算的には押さえていこうとか。限られた予算の中ですので、そういうふうにしなから、しっかりと予算編成をしていったの。

決算というのは、使ったものをただ私たちは見ていくだけではない。決算から見える平成31年度の予算を見なければいけないわけですよ。それが議員の大きな役割なんです。

ただ決算をチェックする、認定するだけではないんです。認定する上において、大事なことは、ここでいかにデータをしっかりと構築して行って、31年度の予算に、それを少ない予算の中で大きな成果を上げることのできるような事業を新しく展開できるのか。それとも、今までの事業をしっかりと継続していくのかというところが、私たち、議会のチェックの一番大事なところなんです。

そこをやっておかないと、のっぺりとした形でやってしまっただけではもったいない。メリハリをつけた形での委員会の審査というのはしっかりと行っていかないといけないということを申し上げたいと思います。

私は、せめて図書館の利用が多くなったと言うのであれば、それは費用対効果と言え、あれだけの費用を使って、すぐすぐに100人ふえましたとか、200人ふえました。これあるはずがない。私たちは、そこまで期待してませんよ。

駐車場が広くなっただけで、それだけではなかなか費用対効果というのは出てこないと思います。後は図書館の中でのいろんな企画とか、いろんなことがあって、それに呼応して駐車場を広げて、相乗効果というのがしっかりと出てくるわけですよ。それが出てこなかったら、駐車場を整備したけども、誰も来なかったというのでは、私たちは、費用対効果から言えばまずかったかなというところも出てくるわけですよ。

だから、そういうことも含めて、私はしっかりと、そこは報告していただければと思ったんですけど。ただ何となく利用者がふえた。利用者、一体何人ふえたんですかということ聞かれなかったのかなと思うんですよ。

多分、委員長は報告したとおりでずとおっしゃるから、答えられないと思いますけれど

も、もし聞かれているのであればお答え願いたいと思います。聞かれていないのであれば、聞いておりませんとはっきりと答えていただければいいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 図書館の利用者の増加の人数については聞いておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第56号高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほども報告の中であったんですが、高鍋神楽が非常に評価されたということで、非常によかったと思うんですね。

それと同時に、その下のほうにある52、53ページになると思いますが、いいですか。持田古墳群の整備事業費という旅費がありますよね。これについては、どのようなことを企画をして、どのような目的を持って、旅費を使ってどこに行かれたのか。どういうふうにしようと、これからどういうふうにしようとしているのか、整備しようとしているのか。

それとも、どういう企画をしようとしているのか。恐らく審査の中では、この旅費の中で聞かれたと思いますが。聞いてなかったら困るんですけど、聞かれたと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 委員会の中で聞いておりません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 聞いておりませんではなく、説明があったと思うんです。説明ちゃんとしますよ。少なくとも、総務環境常任委員会では全ての項目で、こうやって資料をいただいて、これだけ資料いただいているんですよ。私たち、決算認定においても、これだけ資料いただいているんですよ。予算でも資料いただいて、いろんな説明受けているんですよ。

これはちゃんと見とかないと大変だからと思って見ますよ。やはり、旅費を、皆さんから思ったら、高々53万7,000円と思われるでしょう。高々じゃないんですよ。53万7,000円使うということは、どういったことを目的として、どこに行って、どうするのか。これから先、どういう計画をするのかということ、しっかりと聞いておかな

いと、チェックの意味がないじゃないですか。

説明してると思いますよ、私は、担当課が。説明しなかったらまずいですよ。もし説明をしてなかったとしたら、これ担当課に、私、厳しく言いますよ。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 持田古墳群に関する文化庁との協議に伴う旅費ですが、これは職員の旅費の分5回分を計上した金額がこの金額になっていますという説明がありました。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 文化庁に5回行くちゅうのは、それ私も知ってることなんです。文化庁に行って、じゃあどういった協議をするのかと。持田古墳群がなかなか文化庁からもオッケーをもらえない理由は、私は以前から申し上げてるから、よくおわかりになっていると思うんです。

しかし、それでもなおかつ食いが下がっていて、文化庁で何か予算がないかとか、そういうこと含めて、探しているというの、私も知ってます。しかし、その内容聞かないと、せっかく文化庁に5回行く。5回行って何の成果もぶら下げずに帰ってきたら、これ職員の責任ですよ。

そういうことは、多分、成果があるかないかちゅうのは、私もわかりません。私も何回も文化庁といろんな協議を行っておりますので。ただし、高鍋町は、もう盗掘が行われていなければ、これは完全に文化庁もちゃんと補助を出す机には乗るんです、ちゃんと。仕方がないんです、高鍋町は盗掘されてしまってるから。

だけど、私も一番最初、町長にも申し上げましたけれども、里帰り展を含めて1回やってるわけですよ。そこは、ずっとそれから継続してないから、ぷつぷつと切れてるから。だから、そのところでどうしていくのかということも非常に気になる場所なんです。

だから、文化庁とどういような協議をしていて、どういような成果を上げてると思っているのかということまで、ちゃんと聞かなければ、チェックしてる意味がないんですよ。それをちゃんとチェックして、できない時にはできない。それは仕方がないですよ。

やってできないこともあります。人と人との問題だから。だけど、できるかできないか問題として、こういう目的を持って行って文化庁に行くんですよというところを、しっかりと。

じゃあ、成果が出るの。どうなの。私が委員会にいたら聞きますよ、突っ込んで聞きますよ。大丈夫、5回も行って。そんなお金使って大丈夫。1,000万円、2,000万円の成果がなかったら、この53万円使う必要ないよとか。私だったら言いますよ。もし私が委員会に居たら。

それぐらい厳しいこと言うんです。厳しいこと言わなければ、それを言うのが私たちだから。議会だから。だから、委員長報告で言う時には、ちゃんと総括質疑の時には、あん

まり細目というか、そういうところで聞く節と目についてはあんまり、私もしたくないと。目、節については余りしたくないという部分もあったから聞かなかったんですけども。

そこまでしか聞いてらっしゃらないということであれば、やむを得ませんが、今度で議会は一応一旦4年間の任期が終わるわけですので、できればその辺のところはどういう形で成果があるのか。議会が終わってからもいいですので、よく聞いていただければと思っております。

○議長（永友 良和） 今のは要望でいいですか。

○12番（中村 末子君） いいです、もう。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

ここでしばらく休憩いたします。2時20分より再開いたします。

午後2時10分休憩

.....
午後2時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

この決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

平成29年度決算額は、例年になく、約120億円となりました。支出も約110億円です。ところが、大きな予算となったことに対してしっかりとその内容を把握することに、私たちは努めてきたのでしょうか。突然のキヤノン進出に、町民はまず驚き、感嘆の気持ちがあり、当初は私に対してなぜ反対するのか、高鍋の発展を望まないのかなどの意見をいただきました。その方々にもしっかりと町財政の状況をお話しながら、一流企業かもしれませんが、留保資金は9兆円もあることなどを説明し、高鍋町の財政の中から15億円近くも出すことは、これからの町運営に与える影響は大きいものがあると判断していること、キヤノン進出に伴い、事業者はあの工事、この工事と、工事高が多くなることは望ましいのですが、平成30年度からの町道整備等へ与える影響を考えると、手放しでは喜ばない状況にあること、江戸末期のええじゃないかのように、どうにでもなれのような状況が懸念されることなどを訴えてまいりました。

確かに、高鍋町には美術館もあります。総合体育館もあります。平成29年度で、ネーミングライツというクラウドファンディング方式のような内容で町内企業から資金をいた

だき、運営費の一部に充てました。できればこれを温泉運営にも生かしてほしいと考えているのは、私一人ではないでしょう。地域から予定されていた道路改良が先送りされたなどの意見が出ています。これから、キヤノンから一体どのくらいの金額が成果として高鍋に入るのでしょうか。その概要は示されないままですし、雇用についても、人口減少による人の確保が大変難しい状況にもあります。夢からさめたら瓦れきしか残っていなかったとらないにしても、ふるさと納税25億円歳入が、まさに膨れ上がった数値として捉えられることは非常に残念でした。

冷静に、そして、住民目線で、町民こそ主人公とするなら、足元をしっかりと踏み、ぶれない政治を行うべきだと判断して、この決算認定に反対をいたします。人間を、同じ過ちを二度は繰り返さないことが肝要です。私のこの意見が間違いであってほしいと願いながら、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） ただいま上程されています認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

現在の当町におかれています厳しい財政運営にもかかわらず、歳入について、財源の確保に各補助金等を積極的に活用するとともに、自主財源の確保等到大変なる努力をされているというふうに思われます。

歳出についても、経費の節減、合理化運営に効率的に執行されていると思われます。住民の皆さんの要望の全てが満足すべき結果ではありませんが、財源が厳しいだけに、町民との協働をして運営する事業も見受けられ、大変嬉しく思っているところでございます。

このような中であっても、高鍋みらい戦略を基本目標に、みんなが主役のまちづくりと、持続可能な行政運営を共通目標に、まちづくりの基本目標、心豊かな人が育つまちづくり、安全で住みよいまちづくり、子育てと健康、長寿を支えるまちづくり、地域資源を生かした活気あるまちづくりに沿って、29年度の事業も、新規事業を含めて、総務課では津波避難タワー整備事業、それと、街路灯修繕及び設置事業、地域政策課ではふるさと納税推進事業、企業誘致推進事業、福祉課では自立支援給付事業、子ども医療費助成事業、健康保険課では予防接種事業、健康推進事業等々に真剣に取り組まれておられまして、認定、決算の成果として、職員の皆さんの大変なる努力ときめ細やかな配慮が随所に見受けられておるところでございます。

大変厳しい限られた財政状況の中で、所期の目的を果たしているものと思われます。今後も財政運営は一段と厳しさを増すものと予想されておりますが、執行部、議会、町民が協働した真に町民のための財政運営を進め、より効果的な執行に努められるようにしかとお願いし、本案決算認定に賛成の立場で討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は認定とするものです。この決算は各常任委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については各委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、議案第56号高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第56号高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号高鍋町税条例等の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第57号高鍋町税条例等の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第58号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論を行います。

この予算案を見て、まずびっくりしたのは、ふるさと納税が10億円も追加してあったことです。総務省は大臣発言で、再確認の意味で、ふるさと納税返礼品のあり方を見直されない自治体はこの制度から外すとまで、強い意志で記者会見されました。聞く限り、高鍋町産品でない限り、返礼品としては扱えないそうです。そうとなれば、これ以上のふるさと納税確保は、もとの金額にまで落ち込むのではないかと考えます。

また、ふるさと納税の意味を最大限理解していただき、協力していただける状況をつくり出せてきたかという点、その最中でした。これからは、ほかの自治体の方の高鍋に対する意識をもっと持っていただくことが肝要です。そのためには何をすべきか、しっかりと目標を持ちながら、事業者の知恵と力を信じたいと考えますが、このことによって職員などへの過度のプレッシャーがかからないよう配慮していただくことを要望して、反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）は各委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6. 議案第55号

日程第7. 認定第2号

日程第8. 認定第3号

日程第9. 認定第4号

日程第10. 認定第5号

日程第 1 1. 認定第 6 号

日程第 1 2. 認定第 7 号

日程第 1 3. 認定第 8 号

日程第 1 4. 認定第 9 号

日程第 1 5. 認定第 1 0 号

○議長（永友 良和） 日程第 6、議案第 5 5 号平成 2 9 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程 1 5、認定第 1 0 号平成 2 9 年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上 1 0 件を一括議題といたします。

本 1 0 件は、特別会計等決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（青木 善明君） 平成 3 0 年第 3 回定例会において、特別会計等決算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第 5 5 号、認定第 2 号から第 1 0 号までの計 1 0 件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について、御報告いたします。

審査の日程は 9 月 1 2 日から 1 4 日の 3 日間、審査は第 3 会議室にて行い、議長及び監査を除く 1 4 名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

また、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛するものもありますので御了承ください。

初めに、議案第 5 5 号平成 2 9 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

これは、地方公営企業法の規定により、未処分利益剰余金金額を減債積立金に積み立てるものとの説明があり、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、認定第 2 号平成 2 9 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、レセプト件数は減少しているが、医療費が高額となった要因はの問いに、高薬価の新薬等の影響が強く、1 件当たりの医療費が伸びたと考えられるとの答弁で、また、特定検診受診勧奨事業を民間に委託した背景及び保険税滞納者の対応についての問いに、今までも個別勧奨等で若干伸びてはいたが、専門の民間企業は勧奨の仕方を大きく 4 つのパターンに区別して、その人にあった勧奨を行った結果、受診率が伸びた。また、保険税の滞納者に対しては、法律に基づいて差し押さえ等を行っており、個別相談しながら生活改善につながったりしているとの答弁で、また、短期保険証、資格証明書の発行件数についての問いに、短期保険証 3 4 8 世帯、資格証明書 3 9 世帯との答弁で、また、他の検診事業等についての成果及び胃がんリスク者のデータ化はの問いに、集団検診時における胃がんリスク検診者は 1 9 8 名で、データ化については今後検討していく、まいづるカード会と連携した事業の

ポイント利用801名、スマート定期1名の申請があったとの答弁で、また、重複頻回受診者取り組みについてのデータ化など、新たな改善策はの問いに、データ化はしていないが、毎月保健師が訪問、指導し、本人の状況を記載した個別カルテを作成しているが、なかなか改善は見られず、ほぼ同じ方が対象になっているのが現状である。新たな訪問指導等については今後検討し、引き続き粘り強く指導していきたいとの答弁でした。また、委員より、差し押さえをする場合、滞納額の限度額の基準があるのかの問いに、基本的にはない、滞納1,000円でも差し押さえはするとの答弁で、また、費用対効果はの問いに、税法上、費用対効果は関係なく、1,000円でも幾らでも執行するとの答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より、決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、医療費の分析等の資料はあるのかの問いに、29年度についてはまだ提供されていないとの答弁で、また、情報提供について医師会との協議はの問いに、検討したいとの答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より、決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、下水道全般について、下水道区域と浄化槽区域をもっと住民に周知すべきではないかの問いに、浄化槽の補助要件については昨年行ったところだが、また今後も下水道区域を含めて周知を図りたいとの答弁で、また、使用料、賃借料の草刈りの場所についての問いに、蚊口のポンプ場予定地と浄化センターのところで、重機のブッシュチョッパーを借り上げたとの答弁で、また、防草シートなど今後の計画はの問いに、防草シートは莫大な費用がかかるし、売り払いは場所が場所だけに広いので、年1回は重機で対応しているとの答弁で、また、物品売り払い収入とは何かの問いに、浄化センター更新工事に伴う大型機器類のスクラップ売り払い料との答弁でありました。また、委員より、原油取り引き量は少ないのではの問いに、機械を動かすことで発生する廃油で、本来処分費がかかるものだが、年に1回、業者に買い取ってもらっているとの答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より、決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、認定審査をする上での資料はどのようなものかの問いに、まず、認定調査員が訪問し、体の動きの状況、認知、介助の状況を調査する。次に、調査表をコンピューターにかけ、一次判定を出す。一次判定の結果と主治医の意見書の二つを持って、審査会に諮るとの答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成29年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より、決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、地区支援事業の具体的な内容についての問いに、訪問介護サービス、デイサービス等の通所介護、新たにデイサービス基準を緩和した通所型サービスAはつらつ事業、通所型サービスCは短期間のリハビリ、訪問型サービスCは短期間の栄養指導を受ける事業で、通所型サービスAは国が総合事業を始めたときに、介護予防事業から地域支援事業へそのまま移行しているので、名称が変わっただけで、中身はそのまま同じであるとの答弁で、また、介護保険料の未済額の対応についての問いに、他の税と同じシステムで管理しているので、同じ取り扱いをしている。早期の督促から差し押さえ、納税相談を含めて対応しているとの答弁で、また、収納の取り扱いについての問いに、原則どの税においても、現年度優先で取り扱っている。本人に不利益が生じないように相談した上で対応しているとの答弁で、また、いきいき百歳体操の延べ人数は把握しているのかの問いに、体力測定を行ったときの人数は把握しているが、教室は自主的に行っており、正確な延べ人数は把握していないとの答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より、決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、新富町における地区外送水管が損傷した原因及び耐用年数はの問いに、管の老朽化が原因で、塩ビ管は耐用年数は大体50年と言われているが、露出している部分が太陽光を浴びると劣化が早くなる。場所的に見ると、施工年度は不明との答弁で、また、全体的な耐震対策はの問いに、一ツ瀬川土地改良事業は古い事業なので、耐震化などは考慮されていないが、今後、全体で検討していかなければならないとの答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算についてであります。

この審査委員会は、地方自治法及び地方税法に基づき、西都児湯1市5町1村で共同設置された行政委員会で、29年度については、固定資産税等の不服申し立て等はなく、委員研修を行うなど、適正な運営が図られたとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、研修会の内容についての問いに、宮崎市で開催され、固定資産税制度の現状と課題、審査委員会の運営について、評価関係の判例解説の研修会との答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より、決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、役務費委託

料の支払い先はどこかの問いに、役務費の南九州大学跡地の畑かんの漏水修理ほか手数料は、株式会社山口鉄工建設、有限会社エリアパーク、株式会社水環コンサルタント、浄化槽汚泥抜き取り手数料は株式会社高鍋衛生公社、開発行為申請手数料は高鍋県税事務所、委託料のPCB処分運搬委託は九州運輸建設株式会社、処分は光和精鉱株式会社で、工業用地造成設計は株式会社共同技術コンサルタント、工業用地造成測量調査、立竹木調査、分筆に伴う土地測量委託は株式会社九州土木設計コンサルタント、畑かん布設替え設計は株式会社水環コンサルタントであるとの答弁で、また、これらは全て専門の業者なのかの問いに、全て専門の業者であるとの答弁で、また、県貸し付け分の無利子については縛りがあるのかの問いに、縛りはなし、据え置き期間なし、平成30年度から10年間定額で返済との答弁でありました。また、委員より、解体工事のスクラップの量はどれくらいあったのかの問いに、解体工事が出た鋼材については、スクラップとして引き取ってもらえるものについては、発注工事の工事請負費において、その精算額について変更契約のときに相殺している。金属材スクラップの引き取り料については、建物内に残されたキャビネットやロッカーなどの金属材の引き取り料として11万7,020円となったので、具体的な品目や重量などについては一括処分のためわからないとの答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、反対討論あり、賛成多数で認定すべきものと決しました。

最後に、認定第10号平成29年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。

平成29年度の業務と経営の状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、新築がふえ、給水負担金が増額との説明があったが、廃屋についての対応はの問いに、契約者から廃止の届け出が出ればメーター撤去で廃止する。特段こちらから率先して行わないとの答弁で、また、空き家対策はの問いに、中止を含めた全戸検針を行っており、無届けはその都度対応、違法な行為については盗水防止型に取り替えることもあるとの答弁で、また、消火栓維持管理費引き上げの検討はしたのかの問いに、近隣市町村を調べたが、これほどいただいているのは高鍋町だけで、特段何も協議はしていないとの答弁で、また、老瀬浄水場の水害対策についての問いに、現在は小丸川からだけの増水対策として、止水盤設置で対応しているが、土砂災害については今後考えていきたいとの答弁で、また、配水管布設替えについて、除却費は発生しないのかの問いに、道路については埋めたままとの答弁でありました。また、委員より、漏水調査の委託先はの問いに、水研テックで、県内では1カ所との答弁で、また、川南町では町内の管工事組合で委託しているようだが、今後、町内の事業者でできないのかの問いに、機械や人材など、組合の体制を整えば、今後考えていきたいとの答弁で、また、修繕費にある量水器の修理費とは何かとの問いに、メーター器の取り替えとの答弁でありました。また、委員より、漏水箇所は何カ所あったのか、本水管、給水管を含めての調査かの問いに、29年度は25カ所あり、13カ所が調査により発見されたもので、本水管、給水管を含めてとの答弁でありました。また、委員より、企業債の利率が高いのが幾つかあるが、借りかえ等を行わないのかの問いに、企業債の借りかえについては、数年前に借りかえ可能なものは全て行っている。今後、可能

なものがあれば借りかえたいとの答弁でありました。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上で特別会計等決算審査特別委員会に付託されました議案第55号、認定第2号から第10号までの10件について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で委員長報告を終わります。

なお、質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第55号平成29年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第55号平成29年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第2号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成29年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行

います。

まず、決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第6号平成29年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険で頑張っているいきいき百歳体操は、自治公民館での事業拡大を初め、さまざまな元気で長生きの目標をやり遂げるための各種事業については評価できますし、職員の頑張りに頭が下がります。しかし、国はそのような自治体の努力にむちを打つ状況があるのも事実です。

国の批判を自治体でするのかと言われればそうかもしれませんが、これから居宅介護はますます難しく、大変な状況にあります。安心して自宅での介護、介護する人、される人の人権が守られ、穏やかな制度になるよう、自治体トップは政府に働きかけてください。介護を受けるかもしれない、早目の対応で、地域で暮らし続けることができる政策を要求していただきたい。それには、地域力への支援を強化することではないでしょうか。自助、共助、公助の原則があるとすれば、共助への支援もしっかりと行うことで、より公助力が生かされ、自助への道が開かれると考え、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第6号平成29年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第7号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については委員長報告のとおり認定するこ

とに決定いたしました。

次に、認定第8号平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第9号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について反対の立場で討論を行います。

当初、工業用地がないからとのことでありましたが、その計画はおおよそ自治体の計画としては無謀なまでの内容であるとしか言えません。確かに、キャノン誘致によりさまざまな工事が計画され、事業者もそれなりに仕事確保ができたと聞き及んでおります。また、地元の方からは、道路計画用地交渉などで協力的であったとお聞きしました。

しかし、問題は、当初計画では、町の単独出費は8億円との予想でした。事業が進むうちに、あれよあれよという間に15億円近くまで膨れ上がってきました。南九州学園所有地であると思っていた土地は、個人所有でもあり、学校法人で固定資産税がかからないことをいいことに放置してあったものと推量いたします。

このような課題をクリアしながら、高鍋の能力を最大限に集中し、今に至っています。工場誘致だけが自治体の仕事ではありません。教育、福祉など幅広く予算を使う立場です。毎年2億円もの税収があったとしても、ペイするには7年から8年を要します。借り入れも発生、その預金金利だけでも、またほかの契約、公約にも大きな影響を及ぼしている決算には反対です。

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。8番、緒方直樹議員。

○8番（緒方 直樹君） 認定第9号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論いたします。

まず、決算審査意見書にもありますが、今回の工業用地造成事業のインフラ整備事業を

行わなければ、国内有数の企業である宮崎キヤノン株式会社が高鍋町に進出することはまずなかったと考えます。

また、この先ほど8億円から15億円とありますけれども、確かに負担は大きいかと思いますが、この迅速に企業立地を進めるための、この特別会計というのは、ある種英断であったと考えております。

また、南九州大学が移転したことで人口減少が懸念されている中、この宮崎キヤノン株式会社が高鍋町に進出することは、その人口減少を防ぐこと、また、相乗効果により町の活性化や定住化につながり、人口増加が期待できるものであると考えております。現に、一例としてですが、一般個人住宅であったり、アパートが多く建ち始めております。不動産の動きも活発となっており、よい傾向が出ていると考えております。

あとは、今後は町の負担が予定以上にならないよう、当然見ていく必要はありますけれども、この高鍋町発展のため、そして、高鍋町の未来を見据えたこの認定第9号というのは、不可避な特別会計と考え、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 認定第9号について、賛成の立場での討論をいたします。

29年11月30日、議案第66号工業用地造成事業特別会計補正予算については、賛成討論があり、内容は、何としても一度決めたことは議会も一緒になってしっかり応援していく立場にならなければならないということでありました。私も共感いたしました。この案件は、全員賛成で可決いたしました。

平成30年3月15日に、町の財政負担は13億円試算であり、議会最終日、3月20日、議案第35号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、全員賛成で可決されました。

平成30年6月7日、議員協議会で、町の財政負担は6月1日現在で14億7,840万円ということでした。確かに1億7,840万円ふえておりますが、その後の議会の一般質問の答弁で、当初、後年度に予定していた周辺道路の整備を前倒したことによるという答弁でありました。

その上で現在に至っているわけですので、反対に改することはないと考えると同時に、個人的な私の見解においてではありますが、キヤノン誘致に係る歳出予算については、多額の経費を投入していることは事実ですが、財政当局ではそれらを踏まえ、今後の財政シミュレーションもされているということで、健全な財政運営をしてもらえるものと考えております。

また、キヤノンの誘致により、企業からは法人町民税、固定資産税等の、意外に大きな相乗効果があると考え、今回のキヤノン誘致は高鍋町の未来の先行投資と考えます。整合性がなければともかく、議会で一度決めたことは、議会も一緒になってしっかり応援しなければいけないとつけ加えて、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第9号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号平成29年度高鍋町水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第10号平成29年度高鍋町水道事業会計決算については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第16. 議案第60号

日程第17. 議案第61号

日程第18. 議案第62号

日程第19. 議案第63号

日程第20. 議案第64号

日程第21. 議案第65号

○議長（永友 良和） 日程第16、議案第60号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第65号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（青木 善明君） 平成30年第3回定例会において、特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第60号から第65号までの計6件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は9月12日から14日の3日間、審査は第3会議室において行い、議長を除く15名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

また、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

初めに、議案第60号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正の主な内容は、歳出では、人事異動に伴う人件費の調整、平成29年度療養給付費特定検診確定に伴う国、県負担金、療養給付費の精算、退職被保険者療養給付費、高額療養費の増額、歳入では、退職療養給付費増額に伴う普通交付金の増額、財源調整のための繰越金の増額との詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、高額療養費の増額について、今回のような事案が出た場合、このような補正はあるのかの問いに、今回の補正は1名の方の心臓手術で、今後も流用か補正で対応したいとの答弁で、また、繰越金は今回の補正で最後になるのかの問いに、約2億円残っており、最終的には3月で全額計上を考えているとの答弁でありました。

質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容は、歳出では、平成29年度療養給付費市町村費負担金確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額、歳入では、一般会計繰入金の増額との詳細説明を受け、質疑にも入り、委員より、追加納付することとなったが、この金額で大丈夫かの問いに、通知があった分であり、29年度はこれで終わりとの答弁でありました。

質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容は、歳出では、人事異動に伴う人件費の増額及び国庫支出金等返還金の増額、歳入では、平成29年度決算に伴う繰越額確定に伴う増であるとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、スクラップ収益金は返さないといけないのかの問いに、補助事業で設置した機械等のスクラップ分の返還であり、以前、西都市でも返還を行っている。県とも協議しているとの答弁でありました。

質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成29年度事業費確定に伴い、歳入の費目間で財源調整をするものとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、他町分の繰越額はの問いに、新富町42万7,536円、木城町20万9,086円との答弁であり

ました。

質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の調整、平成29年度保険給付費、地域支援事業費の確定に伴う国・県支払基金交付金、一般会計繰入金の精算、精算後の基金積み立てなどとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、還付金は10万円で足りるのかの問いに、第1四半期の負担行為済額は14万円、今後を含め約60万円程度必要となり、現行予算が50万円なので、不足する10万円を今回補正するとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第65号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳出では、新富町における地区外送水管の修繕を行うための工事請負費の増額で、歳入では、繰越金の増額との説明を受け、質疑に入り、委員より、道路を横断する工事はこの金額でできるのかの問いに、この場所は上水道管とガス管が通っているので、深く掘削できないところであり、したがって影響が出ないように、本来は1.2メートルの深さを60センチから70センチの深さにするとの答弁でありました。

また、委員より、塩ビライニング鋼管を使うが、それより強度の強い材料があるのではの問いに、設計の段階でコンサルの意見を聞いて検討してみたいとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案第60号から第65までの6件について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

まず、これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第60号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第60号平成30年度高鍋

町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第61号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第62号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第63号平成30年度高鍋

町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第64号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第65号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。3時25分より再開いたします。

午後3時14分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第22、議案第66号

○議長（永友 良和） 次に、日程第22、議案第66号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第66号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第66号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区、工事場所は高鍋町大字南高鍋字水谷原、契約の方法は指名競争入札、契約金額は9,946万8,000円、契約の相手方は高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店代表取締役増田秀文でございます。

なお、この工事につきましては、平成30年9月4日に、指名競争入札を行っております。参考までに、指名業者を申し上げますと、株式会社尾鈴建設、九州建設工業株式会社、株式会社津房産業、パシフィック建設株式会社、株式会社増田工務店、株式会社ビズの6社でございました。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第66号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事1工区請負契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第23. 議案第67号

○議長（永友 良和） 次に、日程第23、議案第67号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事2工区請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第67号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事2工区請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第67号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事2工区請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事2工区、工事場所は高鍋町大字南高鍋字式本松、契約の方法は指名競争入札、契約金額は6,879万6,000円、契約の相手方は高鍋町大字北高鍋4486番地、パシフィック建設株式会社代表取締役谷年雄でございます。

なお、この工事につきましては、平成30年9月4日に、指名競争入札を行っております。参考までに、指名業者を申し上げますと、株式会社尾鈴建設、九州建設工業株式会社、株式会社津房産業、パシフィック建設株式会社、株式会社増田工務店、株式会社ビズの6社ございました。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第67号平成30年度水谷原・式本松線道路改良工事2工区請負契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第24. 発議第4号

○議長（永友 良和） 日程第24、発議第4号高鍋町議会基本条例の一部改正についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 発議第4号高鍋町議会基本条例の一部改正について。提出者は、高鍋町議会議員岩崎信や。賛成者、同じく高鍋町議会議員緒方直樹、中村末子、山本隆俊、後藤正弘、津曲牧子、岩村道章、八代輝幸、春成勇、青木善明であります。

発議第4号高鍋町議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

高鍋町議会基本条例は、平成30年第1回定例会において、議員全員の賛成により採決し、制定したもので、本条例第7条の議会と町長、執行機関との関係において、本会議における質疑及び一般質問は、一問一答方式で行うこととしたところであります。

しかしながら、本町の本議会における一般質問の質問方式は、1回目は登壇して質問の趣旨や質問するに至った経緯、背景、現状を踏まえ、通告した事項に沿って一括質問した後、2回目以降は発言者席にて一問一答方式で質問しております。

そのため、質問事項の趣旨及び経緯等を登壇して発言するために、これまでのように一括質問方式で行うことができるようにするものです。

また、質疑については、会議規則第55条の規定により、回数に制限があることから、議題となっている議案について、多くの疑問点をたずねることができるよう、質疑は一括質疑方式に改めるものです。

全議員の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第4号高鍋町議会基本条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第25. 発議第5号

○議長（永友 良和） 日程第25、発議第5号高鍋町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。委員長、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 発議第5号高鍋町議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年第2回定例会において、高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正し、議員定数16人を14人としたところであります。その改正に伴い、高鍋町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、常任委員会の名称及び委員定数等について、現在、3つの常任委員会を2つの常任委員会とするもので、1つ目に、名称を総務産業建設常任委員会とし委員の定数を7人、2つ目に、名称を文教厚生常任委員会とし委員の定数を7人とするものでございます。

現在、常任委員会は、3つの委員会で構成されていますが、議員定数が16名から14名となったことで、各常任委員会の定数を減少させると、きめ細やかな審議に支障を来すことが懸念されるため、常任委員会を2つとし、委員の定数をそれぞれ7人に改めるものであります。

なお、附則にもありますように、一般選挙後の議会の委員会構成から適用するものです。全議員の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、発議第5号高鍋町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

日程第26. 発議第6号

○議長（永友 良和） 日程第26、発議第6号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 発議第6号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。提出者、高鍋町議会議員八代輝幸、賛成者、高鍋町議会議員柏木忠典、青木善明、春成勇、津曲牧子。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため、授業時数の調整など、対応に苦慮する状況となっています。

豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、あすの日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年9月25日、宮崎県高鍋町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第6号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決されました。

日程第27. 発議第7号

○議長（永友 良和） 日程第27、発議第7号後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 発議第7号後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書。提出者、高鍋町議会議員春成勇、賛成者、津曲牧子、八代輝幸、柏木忠典、青木善明。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14の規定により提出します。

後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書。

2019年から、後期高齢者医療、75歳以上の医療費窓口負担を、現行1割から2割への引き上げが、内閣府の経済財政諮問会議や厚生労働省の社会保障審議会で議論され、財務省の財政制度等審議会で提案されています。

こうした負担増の検討の進行に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、6月6日に、後期高齢者医療制度に関する要望書を政府に提出し、制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から、現状維持に努めることを要望しています。

厚生労働省の後期高齢者医療制度被保険者実態調査2017年度調査分によると、宮崎県の後期高齢者の82.5%が所得100万円未満と厳しい生活状況にあります。

後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減るなか、治療費が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療を受けることができず、病状が重症化し、かえって医療費の増加につながりかねません。

よって、国におかれては、後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担を継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年9月25日、宮崎県高鍋町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第7号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第7号後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議会活性化等調査特別委員会報告

○議長（永友 良和） 次に、日程第28、議会活性化等調査特別委員会報告を求めます。
委員長、岩崎信や議員。

○議会活性化等調査特別委員会委員長（岩崎 信や君） 議会活性化等調査特別委員会報告をいたします。

以前より、議会基本条例の制定や議員定数の見直しが課題として論議されてきました。昨年8月に行われました自治公民館連絡協議会の11地区連協長の皆さんとの話し合いを一つのきっかけとして、平成29年9月25日、第3回議会定例会におきまして、参加を希望する議員、緒方直樹、岩村道章、中村末子、山本隆俊、後藤正弘、津曲牧子、八代輝幸、春成勇、そして私、岩崎の10名で、議会活性化等調査特別委員会を設置し、これまでに17回の委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

平成30年第1回議会定例会においては、高鍋町議会基本条例を委員会発議で提案し、賛成全員で可決されたところであります。

議会基本条例は、合議制機関としての町議会の役割を明らかにするとともに、議会運営及び議会議員に係る基本的事項を定め、議会及び議員の活動により、町民福祉の向上、町政の情報公開と町民参加を基本とした豊かな高鍋町を実現することを目的としたものであります。

平成30年第2回議会定例会においては、議員の政治倫理に関する規律の基本的事項を定め、町民全体の代表者として、人格と政治倫理の向上に努め、町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的として、高鍋町議会倫理条例を委員会発議で提案し、賛成全員で可決されたところであります。

次に、議員定数のあり方については、平成22年8月に町民の方から直接請求で出された議員定数削減の条例案が否決され、この特別委員会において調査、研究することといたしました。

町民の意見を聴取するために、平成30年2月に、自治公民館連絡協議会の連協長との意見交換も行いました。

しかしながら、委員全員の意見の一致を見ることはできませんでした。そのため、平成30年第2回議会定例会においては、議員定数を2名減らす提案について賛成する議員発議が、賛成多数で可決されたところであります。

次に、議員報酬については、県内の情勢を踏まえ、現段階においては、明確な改正理由が見いだせないことから、現状維持で意見の一致を見たところであります。

次に、高鍋町議会基本条例制定後において、本会議における質疑及び一般質問を一問一答方式で行うこととするについて、会議規則や慣習、申し合わせ事項と照らし合わせ、一括質疑、一括質問の方式も必要であるとの意見があり、委員会で議論し、条例の一部改正を委員会発議で提案し、本日、賛成全員で可決されたところであります。

以上、議会活性化等調査特別委員会の調査及び審査を終了しましたので、報告といたします。

○議長（永友 良和） 以上で、議会活性化等調査特別委員会報告が終わりました。

只今の報告をもちまして、議会活性化等調査特別委員会は終了いたしました。

日程第29. 議員派遣の件

○議長（永友 良和） 次に、日程第29、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第30. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第30、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第31. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第31、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第32. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第32、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、平成30年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後3時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員